

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【事業年度】	第16期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社イーディーピー
【英訳名】	EDP Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤森 直治
【本店の所在の場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【最寄りの連絡場所】	大阪府豊中市上新田四丁目6番3号
【電話番号】	06-6170-3871
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼総務部長 高岸 秀滋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	-	-	-	-	902,729
経常損失 ( ) (千円)	-	-	-	-	989,231
親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	-	-	-	-	2,306,367
包括利益 (千円)	-	-	-	-	2,309,757
純資産額 (千円)	-	-	-	-	3,418,869
総資産額 (千円)	-	-	-	-	4,377,766
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	237.48
1株当たり当期純損失 ( ) (円)	-	-	-	-	171.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	78.0
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	67.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	516,715
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	77,962
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,249,065
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	1,441,911
従業員数 (人)	-	-	-	-	69
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(14)

- (注) 1. 第16期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。  
2. 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。  
3. 第16期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
4. 従業員数は、社外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
5. 第16期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (千円)	1,139,979	1,562,260	2,707,217	757,549	989,031
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	270,747	527,877	1,280,724	97,384	873,192
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	253,346	374,816	909,628	111,336	2,189,900
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	477,420	495,170	1,483,815	1,499,559	1,936,735
発行済株式総数 (株)	21,453	2,180,800	13,122,500	13,135,400	14,377,600
純資産額 (千円)	1,634,943	2,045,259	4,930,502	4,850,654	3,539,613
総資産額 (千円)	2,280,212	2,817,554	6,016,457	5,337,670	4,477,152
1株当たり純資産額 (円)	152.42	187.57	375.74	369.29	245.88
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	26.31	34.83	72.47	8.48	162.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	69.21	-	-
自己資本比率 (%)	71.7	72.6	82.0	90.9	79.0
自己資本利益率 (%)	20.0	20.4	26.1	2.3	52.2
株価収益率 (倍)	-	-	39.38	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	440,577	635,000	1,184,225	630,746	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	401,284	545,005	1,886,624	908,505	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	525,955	15,666	1,862,248	118,477	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	948,034	1,066,995	2,239,570	688,217	-
従業員数 (人)	34	44	56	62	64
(外、平均臨時雇用者数)	(21)	(21)	(17)	(18)	(14)
株主総利回り (%)	-	-	-	47.6	21.7
(比較指標：TOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(141.3)	(98.5)
最高株価 (円)	-	-	6,050	2,998	1,302
最低株価 (円)	-	-	1,500	1,154	554

(注) 1. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2. 第15期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、新規上場日から第14期事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6. 第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第13期までの株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第15期及び第16期の株価収益率は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき、2021年11月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
10. 2023年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 第14期までの株主総利回り及び比較指標については、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、当社は2022年6月27日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

当社は、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」）のダイヤモンド単結晶製造技術の事業化を目的として、産総研ダイヤモンド研究センター長であった藤森直治（現当社代表取締役社長）を中心に設立されました。

2009年9月	大阪府池田市緑丘一丁目8番31号に資本金10,000,000円で株式会社イーディーピーを設立
2009年10月	営業開始 産総研の研究成果を活用した事業を行う設立5年以内のベンチャーに付与される「産総研発ベンチャー」の称号付与
2010年10月	12.5mm長の長尺工具素材の発売
2011年5月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)・イノベーション推進事業に採択
2011年10月	本社及び本社工場を大阪府茨木市五日市一丁目7番24号に移転
2012年10月	本社及び本社工場を大阪府豊中市上新田四丁目6番3号に移転
2012年11月	1インチ(25x25mm)基板の発売
2013年10月	(111)面(注1)研究用基板の発売
2015年4月	大阪府茨木市横江一丁目17番3号に横江第1工場(現在は横江工場に改称)を設置
2015年11月	Bドーピング層(注2)付き基板の発売
2017年11月	10x10mm種結晶(注3)の発売
2021年12月	本社工場の稼働を停止し、横江第2工場(現在は開発部の拠点に変更)の設置準備を開始
2022年2月	大阪府茨木市横江一丁目2番9号に横江第2工場(現在は開発部の拠点に変更)を設置
2022年6月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2022年11月	大阪府茨木市四丁目26番6号に島工場を設置 横江第1工場を横江工場に改称し、横江第2工場を開発部の拠点に変更
2023年8月	低抵抗ダイヤモンド基板の発売
2023年11月	15x15mm単結晶基板、種結晶の発売
2024年1月	エス・エフ・ディー株式会社を設立
2024年7月	SFD India Private Limitedを設立
2024年9月	13x13mm大型低抵抗ダイヤモンド基板の発売
2025年1月	エス・エフ・ディー株式会社によるLGD宝石の発売
2025年2月	30x30mm単結晶基板の発売
2025年3月	SFD Antwerp BVを設立
2025年4月	ダイヤモンド1インチ単結晶ウエハの発売

- (注) 1. ダイヤモンド単結晶の利用する結晶面としてよく現れる、代表的な結晶面であります。最も硬い面ではありますが、n形半導体(電子が移動する半導体)を作製する成長工程においては、P(リン)が含有する層を成長させやすいので、半導体関連の研究で使用されます。
2. 半導体材料として使用するには、その物質の中を電子もしくは正孔(通常の状態に比べ電子が足りない状態)のどちらかが移動できるようにすることが必要です。このような2種類の半導体を、n形半導体(電子が移動する半導体)、p形半導体(正孔が移動する半導体)と呼びます。ダイヤモンドは絶縁体であります。半導体化するには、周期律表の属元素(BやAl)や属元素(P、As、Sb)を混入させます。n形半導体にはP(リン)を、p形半導体にはB(ボロン)を、結晶内に取り込ませれば(このことをドーピングという)それぞれの特性を持つ半導体となります。中でも、Bドーピングしたダイヤモンドは、広い範囲の電気伝導率の制御が可能で、比較的使用が容易であります。当社は、通常の基板上にBドーピング層を成長させ製品化しております。
3. 種結晶とは人工ダイヤモンド宝石を製造するために、気相合成法(メタンなどの炭素を含んだガスを、何等かの手段で活性化し、1,000程度の温度でダイヤモンドを生成する方法)でダイヤモンドを成長させるための、元となる結晶であります。当社の主力製品で、代表的には7x7~11x11mmの面積を持ち、0.3mmの厚さの板状のダイヤモンドであります。

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社イーディーピー）及び子会社2社により構成されており、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業を主たる業務としております。

なお、当社グループは、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

人工ダイヤモンドは宝石や研磨剤として広く使われています。1955年に超高压合成法（注1）による人工合成技術が開発され、1981年には気相合成技術が開発され、各種の応用に人工ダイヤモンドが使用されています。宝石については、天然ダイヤモンドが使用されてきましたが、10数年前から人工ダイヤモンドが出始め、今では相当量の人工宝石が宝石店やネットで販売されています。このような人工宝石は、LGD（Laboratory Grown Diamond：人工ダイヤモンド宝石、以下「LGD」という。）と呼ばれ、既に欧米のみならず中国やインドでも、市場における認知が進んでおります。

当社はこの人工宝石を製造する手法の一つである気相合成法において、宝石を成長させるための元となる「種結晶」を主要製品として、販売してきました。販売先のLGDのメーカーは、この種結晶を成長させて原石を作り、これをカットと研磨を行い、宝石を作ります。最終的には宝飾品に加工して、消費者に届きます。従って、当社は、LGD市場のサプライチェーンにおいて、最上流のポジションに位置しております。当社は産総研が開発した大型ダイヤモンド結晶製造技術を移転し、それによって種結晶を製造し、LGDを製造する企業への販売を主なビジネスとして行ってきました。

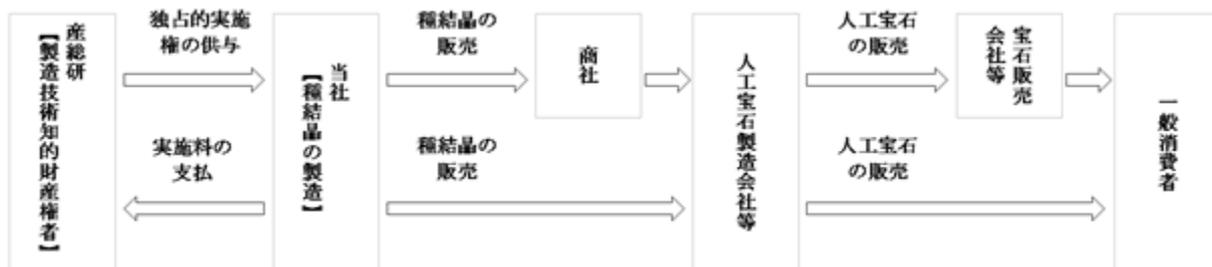
当社が販売しております種結晶は、7×7mm～15×15mmの正方形で、厚さが0.2mmや0.3mmの薄い板であります。人工宝石製造会社は、これを気相合成法によって、3～10mmの厚さまで成長させます。成長しますと形状としては粒状あるいは厚い板状の宝石の原料となる結晶（原石）が出来あがります。このような結晶を、カットし研磨しますと、ルース（裸石）になり、これを指輪等の宝飾品に取り付けます。当社のユーザーは原石を作っている企業であります。多くの場合、原石を製作する企業は、ルースまで製作し、宝飾業者や宝石店に販売しております。

当社の種結晶は直接もしくは商社を通じて人工宝石製造会社等に供給し、そこでできた宝石は、直接もしくは宝石販売会社等を通じて消費者に販売してきました。

一方、当社の生産技術は、産総研が開発した手法を元にしており、この技術の知的財産権は産総研が有し、当社は特許等実施許諾契約（契約期限2026年10月31日）を締結しており、当該契約に基づき、他の製品を含み、販売した製品金額から算出した実施料を、産総研に納入しております。

当社のこのような事業は、グローバルに展開していますが、その事業系統図を以下に示します。

当社種結晶の事業系統図



宝石や研磨剤は、粒状のダイヤモンドを利用していますが、電子部品や光学部品等として利用する場合は、通常は板状の材料を使用しております。当社は、ダイヤモンドの単結晶を、ガスから成長させる人工的な手法で製作し、これを電子材料の分野などへ工業材料として販売しております。板状の単結晶ダイヤモンドを製造できることが大きな特徴です。これによって、砥粒分野以外の応用分野にとっては適用しやすいとともに、当社が採用する気相合成法以外の他の製造手法や競合他社に比べ大型の単結晶が製造できるという、優位性を持っております。

現在では、当社の製品は、次第に一般的になってきている人工宝石生産に用いる元となる結晶（以下、「種結晶」という。）、ダイヤモンドを半導体材料として様々なデバイス（注2）へ使うための基板、高発熱のデバイスを冷やすための材料（ヒートシンク）、原子レベルまでの精度が要求される精密加工切削工具等の分野において利用されております。当社はこれ等の分野へ製品を開発し、出荷しております。人工宝石を製造するための種結晶が、主要な製品となっており、当連結会計年度の売上高の58.9%を占めております。

ダイヤモンドは硬度が最も高いことから、従来から、石材などの硬質材料を切断、研磨する砥石として広く使われており、このための微小（0.3mm以下のもの）なダイヤモンド砥粒（注3）も、従来から一般的に人工合成技術によって作られておりました。一方で、ある程度のサイズを持ったダイヤモンド単結晶は、宝石としては多くの人の目に入るものですが、切削工具や光学部品として、工業用にはごく少量しか使われておりませんでした。最近になって、人工合成手法によって、ダイヤモンド宝石材料を製造する技術が完成し、大量の生産が行われるようになりました。当社のダイヤモンド単結晶は、この製造において重要な役割を果たす種結晶として使用されております。

当社のダイヤモンド単結晶製造技術は、産総研によって基本技術が生み出され、当社がこれを実用化するために、数々の開発を進めてきました。産総研はこの技術について基本的な知的財産権を持っており、当社は「産総研発ベンチャー」としてこれらの知的財産権の独占的实施権を有しています。

#### (1) 当社の製造技術

##### ダイヤモンドの人工合成技術

ダイヤモンドは一般には天然に産するものと考えられていますが、現在使用されている工業用ダイヤモンドのほとんどは人工合成で製作されています。ダイヤモンドの人工合成法は1955年に超高圧合成法が確立し、その後当社が採用する気相合成法を含む他の2種法が登場しました。

この中で気相合成法は、メタンなどの炭素を含んだガスを、何等かの手段で活性化し、1,000 程度の温度でダイヤモンドを生成する方法であります。1981年に、日本の無機材質研究所（現在の研究開発法人物質材料研究機構）が発表して、その後多くの研究者が取り組んだ手法です。気相合成法とは物質形成手法の一つで、基本的には気相（ガス）から物質が生じる現象を利用します。気相から元素を取り出す方法が2種類あり、物理的な手法（Physical Vapor Deposition ; PVD）と、化学的な手法（Chemical Vapor Deposition ; CVD）の2つに分類されます。この内、CVD法のみでダイヤモンドを生成することができます。

CVD法では、ガスを原料として使用し、温度を上げる方法やその他の手段により、目的の物質を作り出すための反応を促進します。ガスの活性化の手段の一つが放電現象によって発生するプラズマ（注4）であり、プラズマを利用することで、目的の物質を作り出すことが可能であります。当社は、ダイヤモンドを成長させる手段として、プラズマを利用する「プラズマCVD法」を使用しております。

プラズマCVD法以外のいずれの手法でも、金属やセラミックス上にダイヤモンドを形成できますが、その場合は多結晶（非常に小さい単結晶粒子が固まったもの）のダイヤモンドとなります。単結晶のダイヤモンドを生成させるには、ダイヤモンド単結晶の上に成長させることが必要です。ある種のCVD法では、成長したダイヤモンドに、金属などの不純物が結果的に混入してしまう手法があります。当社のダイヤモンドを利用する製品用途では、ほとんどの場合純粋なダイヤモンドを成長させることが必要で、そのために成長させるための成長手法は限定されます。また、厚さ方向への成長速度が速すぎると、結晶が乱れることがあり、成長速度を制御できることも重要な要素です。

不純物の混入がほとんどなく、成長速度を制御できる方法は、プラズマCVD法です。この方法は、反応ガスを放電などで生成するプラズマによって分解するもので、プラズマ生成手段は色々ありますが、当社は、この手段として2.45GHzの電波であるマイクロ波（注5）を採用しております。

各プラズマ発生源（装置）がダイヤモンド成長にとって有効であることは確かめられていますが、安定性と不純物制御の観点から、当社はマイクロ波を選択しています。使用できるマイクロ波の周波数は電波法などで管理されており、2.45GHzもしくは915MHzの周波数の電波を使うことができます。当社は現在、2.45GHzのマイクロ波を使った装置で、ダイヤモンドを成長させています。この装置では、概ね直径約5cmの領域に、ダイヤモンドを形成できることが知られています。この装置の大きな特徴は、長時間の運転を安定して行うことができることや、数mmといった厚いダイヤモンドを製造することができることであります。

### ダイヤモンド単結晶を成長させる技術

単結晶とは、一つの結晶（構成する分子が規則正しく並んでいる状態）でできているもので、天然に産するダイヤモンドはほとんどが単結晶です。多結晶は、微小な単結晶が集まったもので、結晶と結晶の隣り合う部分は結晶粒界と呼ばれ、結晶が乱れた状態になっています。

ダイヤモンド単結晶を、CVD法のダイヤモンドが成長できる条件下に置くと、その上を覆うように単結晶が積み上がってきます。ここでは、成長させるための結晶を「親結晶」と言い、成長した結晶を「子結晶」と称します。成長した子結晶は、成長させた親結晶と同じ原子配列となるので、成長後には一体の単結晶となります。成長装置形状等による限界はありますが、数mmといった厚さまでの成長は、各種の成長装置で実現しています。

単結晶の成長速度は1時間当たり1 $\mu$ m～20 $\mu$ mとされています。つまり、1mm程度の厚さを作るのに、50時間（20 $\mu$ m/時間）～1,000時間（1 $\mu$ m/時間）が必要な成長速度です。成長速度によってでき上がる結晶の特性は変化し、遅い成長速度である程、高品質の結晶が得られます。成長速度が遅ければ、成長に要する製造コストは高くなります。従って、求められる結晶品質によって、成長の条件を選択することが重要です。

気相成長した結晶の品質は、成長速度だけで決まるのではなく、混入する不純物や子結晶を成長させる親結晶の品質によっても左右されます。不純物としては窒素（N）が代表的な元素ですが、成長中の反応ガスに含まれる窒素濃度が変化すれば、広い範囲の結晶品質の変化が見られます。高窒素濃度の成長では、見た目にも黒くなり、結晶品質が悪くなります。また、親結晶に結晶欠陥が多数あると、成長した結晶にこの欠陥が引き継がれます。引き継がれる程度は、成長条件によってある程度制御は可能ですが、一般的にはより良い親結晶を使うことは、より良い子結晶を成長させることとなります。また、同じ成長条件で同じ親結晶を使っても、成長前の親結晶の表面が汚れていれば、それが子結晶の品質悪化の原因ともなります。

多くの半導体材料（シリコン、ガリウムヒ素、炭化ケイ素等）は、小さな種結晶を成長させて大きくしており、シリコンの場合では30cm（12インチ）の直径を持つ単結晶ウエハも製作できます。ダイヤモンドの気相からの成長では、この様に結晶の面積を拡大する方法は見つかっていません。すなわち、あるサイズの親結晶から成長させても、親結晶のサイズよりそれほど大きくはならず、ただ単に厚さが増すだけです。従って、ダイヤモンド単結晶の成長では、必ず最終的に必要なサイズの親結晶を使う必要があります。

単結晶を大型化するには、結晶の成長方向を変えて、繰り返し成長することが唯一の方法です。当社でも4x4mm程度の小さな元結晶から、成長させる方向を6回ほど変更することで、12x12mm以上の面積を持つ大型単結晶を製作できました。しかし、この手法を使っても、装置内でダイヤモンドが成長できる大きさには限界があり、製作できる形状も限られます。また、複数回の成長を繰り返すため、大型結晶にするには非常に長時間の成長を安定的に行うことが必要です。

2025年2月13日には、以下の写真に示すような、世界最大級の30x30mm単結晶を基板として製品化することに成功しました。この大型単結晶を開発するには、2年以上の期間を要しました。

30x30mmの単結晶ダイヤモンド



このようにして成長したダイヤモンドは、原子の配列が完全なダイヤモンド単結晶であり、不純物を少なく制御できれば、純粋なダイヤモンドとなります。宝石として使用されている天然ダイヤモンドのほとんどは、0.2%程度窒素を含有していますが、上記のように製作したダイヤモンドは、窒素量を0.0001%以下（1ppm）まで制御することが可能です。純粋で結晶欠陥の少ないダイヤモンドほど、宝石としての価値も高くなりますが、高品質が必要となる半導体材料や光学材料としても適した性質を実現しています。

### 当社の大型単結晶製造技術

当社は産総研の技術を基にして、板状のダイヤモンド単結晶の量産技術を確立してきました。産総研の開発した大型単結晶の製造技術は、以下の2つの特徴ある技術によって構成されており、その特許を産総研が保有しています。

- イオン注入法（注6）を用いた、成長した単結晶の親結晶からの分離技術
- モザイク結晶の製造法（複数の単結晶を接続し、大面積の疑似単結晶を製作する技術）

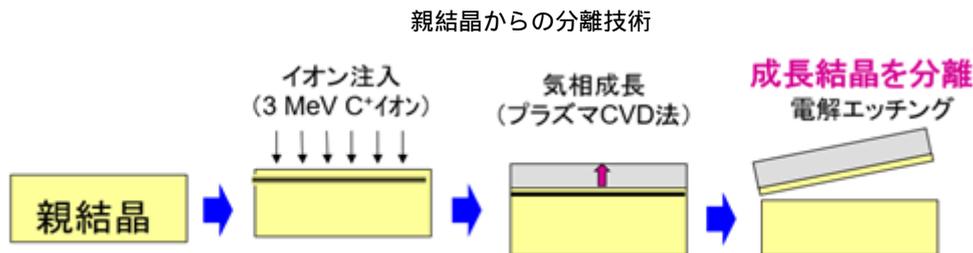
以下、これらの技術について概要を説明します。

a. イオン注入法を用いた、成長した単結晶の親結晶からの分離技術

上記のように、ダイヤモンド単結晶上にダイヤモンド単結晶を成長させると、一体になった単結晶ができます。親結晶と子結晶は、同じ結晶であるので境界は存在しません。子結晶を親結晶から剥がさなければ、親結晶をもう一度使うことができません。ダイヤモンドの切断は、レーザーによって行うことができるため、成長したダイヤモンドをレーザーによって切り離すことが考えられます。

数mm程度の小型のダイヤモンドをレーザー切断するのは短時間で可能で、大出力のレーザーも必要ありません。切断部分が10x10mmといった大きさになると、レーザーがダイヤモンドに入り込む深さが限定されますので、切断に非常に長時間を要します。このことによって、切断コストが高くなるだけでなく、工業的に切断できる大きさに限界があります。

近年利用が進んできたウォータージェットレーザーを使えば、ある程度大きな結晶を切断することは可能です。しかし、ダイヤモンドデバイス生産で要求されているのが2インチ（5cm）ウエハと呼ばれる円盤状のダイヤモンド単結晶で、この場合は直径5cmを横に切る必要があり、実現はかなり難しいと考えられています。そこでレーザー切断以外の方法で、以下の図に示す成長した結晶を切り離す技術を開発しました。



その方法は、イオン注入を用いて、切り離す方法です。イオン注入は、非常に高いエネルギーに加速したイオン（電荷を帯びた分子等）を、物質表面にぶつける手法で、半導体デバイスの製造などで使用されています。この方法で注入したイオンは、表面から侵入して、イオンが止まった部分で結晶を崩し、カーボン状の領域を作ります。しかし、最表面はイオンが通過することができるので、ダイヤモンドの結晶は崩れておらず元の整列した状態を維持できます。どのような深さまで侵入するかは、イオンの種類、イオンの加速エネルギー、注入する相手物質の結晶構造によって異なります。

ダイヤモンドの場合は、 $C^+$ （炭素原子の電子が一つ少ないイオン）を使ってイオン注入することで、不純物混入の心配がなく処理が可能です。1 MeV（メガエレクトロンボルト；1,000,000Vの電圧で加速した状態）の $C^+$ イオンは約1.2 $\mu m$ の深さに侵入し、その周辺の結晶を崩します。上記のように、これでも最表面はダイヤモンドの結晶が元のきちんとした整列状態を維持しています。

マイクロ波プラズマCVD法で、このイオン注入した結晶の表面にダイヤモンドを成長させると、最表面の結晶が崩れていけませんので、ダイヤモンド単結晶が成長できます。所定の厚さまで成長させた後でも、この親結晶と成長した結晶は、離れていません。これを、電気化学的な手法を用いて、結晶が崩れた薄い部分を除去します。そうすると、先に成長したダイヤモンドが親結晶から分離して、板として取り出すことができます。

イオン注入によって結晶が崩れる部分は、わずか1 $\mu m$ 程度の薄い層ですので、エッチングによって喪失する部分はごくわずかです。従って、親結晶はこの分離作業が完了した時、イオン注入前の形状で少しだけ薄い状態となります。その表面に再度イオン注入を行って、同じような手順で新たな子結晶を製作することも可能です。分離した子結晶は、基本的には親の結晶と同じ形状で、成長した厚さの板状です。厚さは成長時間で制御できますので、必要な厚さまで成長を行えばいいということです。

この手法は、面積が大きな親結晶を使っても、同じように実現することができます。すなわち、大型の親結晶が製作できれば、その後は、そのサイズを次々に製作できます。デバイスの製作を目指すなら、2インチ（直径5cm）の親結晶を開発できれば、2インチの薄い板が製作できます。

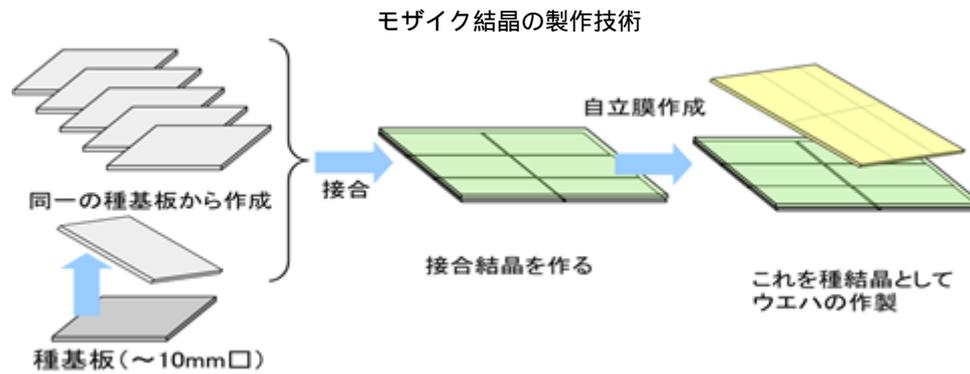
b. モザイク結晶の製造法（複数の単結晶を接続し、大面積の疑似単結晶を製作する技術）

2インチのウエハを作るために、2インチの単結晶を作る必要がありますが、これはまだ実現していません。現在においては、30x30mmの単結晶が最大級の形状であり、2インチにするためにはこれを接続して、2インチの大きさにすることが考えられます。そこで、横方向の接続方法が開発されました。

上記の分離技術を使い、同じ親結晶から複数枚の子結晶を製作します。この子結晶を横に並べ、その上にさらにダイヤモンドを成長させると、複数の子結晶は新たに成長した部分でつながります。このようにして、1個の結晶ではなく、複数個の連結した結晶を得ることが可能です。当社ではこのような連結した結晶のことを「モザイク結晶」と呼んでいます。

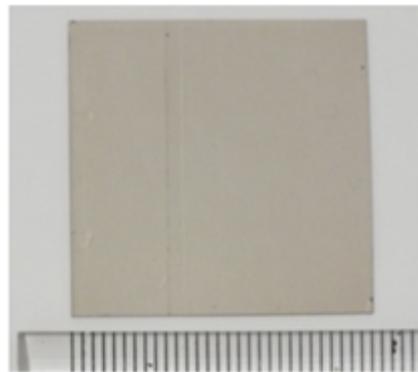
モザイク結晶を作る際の問題はモザイク結晶の連結部分の結晶の品質にありました。連結部分はいわゆる結晶粒界になるのですが、この状態が悪くなると、その部分に多結晶ができ、見た目にも黒い線ができます。隣り合わせる結晶は、表面の結晶方位（注7）を合わせなくては、きれいに接続できませんが、それでも微妙な結晶方向の違いが発生するために、境界をきれいにすることは難しいことが知られています。

産総研の開発した技術は、以下の図に示すように、複数個の結晶を同じ親結晶から、上記の技術を使って分離します。



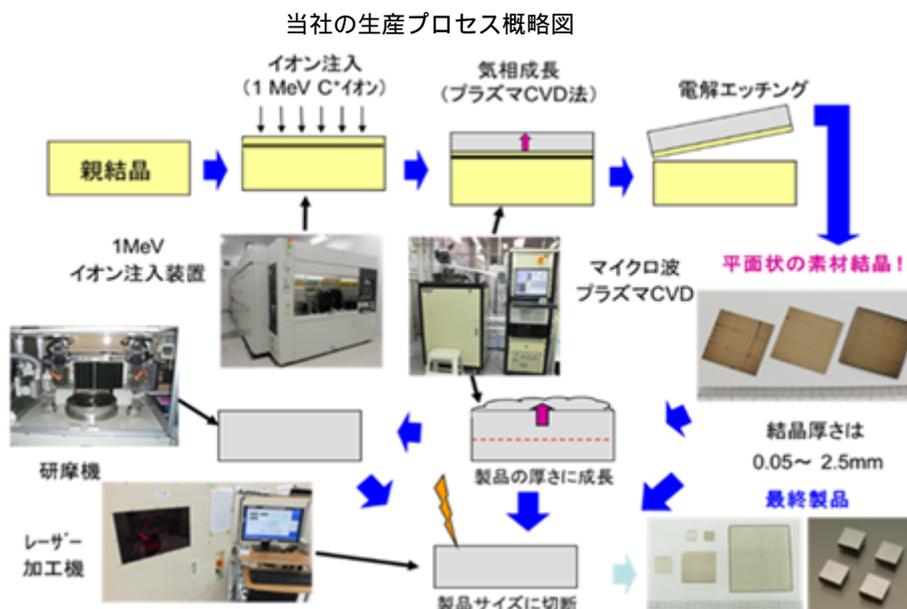
同じ親結晶から複数個の結晶をすることで、結晶面の揃った複数個の結晶を得ることができます。これを横に並べ、その上に成長させることによって連結し、境界がきれいなモザイク結晶を得ることができます。以下の図（30x30mmのモザイク結晶の写真）はこのような当社のモザイク結晶の例であります。9個の約10x10mm単結晶が接合され、30x30mmの大きな一つの結晶として扱うことが可能であります。

30x30mmのモザイク結晶の写真



#### 生産プロセスへの適用

当社の生産プロセスの全容は、以下の図のとおりであります。



当社の生産技術で重要なことは、製作したモザイク結晶を使って、親結晶からの分離技術を使い、同じサイズのモザイク結晶を制作することです。いわばモザイク結晶の複製を続けることで、多くの同じサイズのモザイク結晶を制作しております。結晶粒界の内側は、単結晶であり、その部分を切り取れば、単結晶の製品とすることができます。

モザイク結晶を親結晶として、親結晶からの分離技術によって、比較的薄い板を製作します。製品ごとにダイヤモンドの厚さへの要求は異なりますが、厚い場合はこれを積み増して、所定の厚さとします。

所定の形状への切断は、レーザーで行っています。丸や四角形等の形状を、数10 $\mu$ mの長さ精度で切り出すことができます。製品によっては表面の研磨が必要で、当社はスカイフ（注8）と呼ばれる手法で、10 $\mu$ m程の粒径を持った砥粒を研磨剤として使って研磨しております。

イオン注入を用いて成長した結晶を分離する手法は、個々の単結晶を使っていると、煩雑となるため、当社は複数個の単結晶を接合したモザイク結晶を使用しています。すなわち、上図の親結晶は、10x10mmの単結晶が2～9つ接合したモザイク結晶となります。完成する薄板も、同じように2～9個の単結晶が接合したモザイク結晶を得ることができます。一つ一つの単結晶サイズが大きくなると、単結晶部分の面積が大きくなり、大きい単結晶製品を製作することが可能となります。

親結晶は、複数回使用することが可能ですが、表面状態が悪くなれば、再研磨を行ってきれいな表面に仕上げます。何度かこれを繰り返すことができ、一つの親結晶から20個以上の子結晶を得ることも可能であります。しかし、永久に親結晶を使えると言う訳ではなく、ある程度使用しますと割れたり、大きな欠陥が入ったりしますので、そのような状態になれば、親結晶としての使用を止めます。

親結晶は常にイオン注入する面の状態を、良い状態にすることが必要であります。イオン注入を経て、分離が終わると、新しい子結晶の特性は、親結晶の表面状態の影響を強く受けます。親結晶の管理は、当社製品の特性を良好に保つために、重要な管理項目であります。当社は単結晶製品を大量に製造していますので、このモザイク親結晶を多数保有し、これらを次々に生産プロセスに投入し、分離したモザイク子結晶素材を使って製品を製作しております。

成長はマイクロ波プラズマCVD法と呼ばれる手法で、安定的に良質の単結晶を成長させることができます。成長を薄い状態で止めれば、薄い素材ができます。また、一旦分離した素材をさらに積み増して、厚い素材を作ることもできます。現在のところ、製作できる結晶の厚さや大きさは、以下のような範囲です。

- a. 大きさ：1 x 1 mm ~ 38x38mm（モザイク結晶を含む）
- b. 厚さ：0.03mm ~ 3 mm

モザイク結晶を構成する最大の単結晶は、現時点では15 x 15mmですので、モザイク結晶から作る単結晶の最大の大きさは15 x 15mmです。30x30mmの単結晶が開発できましたので、15 x 15mm ~ 30x30mmについては、モザイク結晶ではなく単結晶を使って製造します。30x30mm以上の大きさの場合は、モザイク結晶を製品としています。

## (2) 当社製品の特長

当社の単結晶は、上述の生産工程に関連して、以下に示すような特長を持っています。

### 大型の単結晶

当社は、大型の単結晶を、大量に製造することができます。30 x 30mmの四角形の単結晶、38x38mmのモザイク結晶を製作できます。単結晶として製品化している30x30mmは世界最大と考えられます。

### 板状の形態

ダイヤモンド単結晶は、通常は粒子状です。用途の多くは板状で使用するため、粒子から板を切断によって製作することが求められます。これに対し、当社の単結晶は、元々板状で製作しますので、このような切断工程が必要ありません。このために、板状の製品を製作するコストが安くなります。

### 広い厚さ範囲

当社の生産プロセスにおいて、成長させる結晶が薄いうちに（短時間で）成長を止めれば、薄板を製作できます。一方、ある程度の厚さの板を作った後で、追加の成長を行えば厚板ができます。当社の生産手法は、板厚に対する制限がほとんどないところが特徴で、板厚0.03 ~ 3 mmまでの2桁の範囲の製品を生産することが可能です。

### 様々な仕様の基板

ダイヤモンドデバイスの研究開発は、未だ基礎的な研究段階です。このため、研究者ごとに必要な基板が異なりますが、当社はこれに対応できる様々な仕様の基板を製品化しています。高品質の基板、半導体層を通常の基板上に形成したエピタキシャル成長基板、表面の結晶面を特定したもの、結晶面を少し傾けた基板等々を生産することができます。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
注1	超高压合成法	プレス等の装置を用いて、数万気圧の状態を作る手法をいいます。金型などを用いて、超高压条件に置きたい物質を閉じ込め、圧力を伝える物質を通して、プレス等の圧力をその物質に伝えます。ダイヤモンドの超高压合成法は、5万気圧で1,500 という極限の条件で、金属中に溶けている炭素が、ダイヤモンドに変換されます。
注2	デバイス	広義には電子機器や部品を指します。ここでは、主として動作する部品、とりわけ電子や正孔によって動作する半導体素子（論理素子、アンプ、センサー、発光素子等）を表しております。
注3	砥粒	硬いものを削るために、硬質物質を金属やプラスチックで固めた砥石に使用する粒状の硬質物質の総称であります。また、研磨剤として粒子のまま使用することもあります。ダイヤモンドの場合は、代表的には0.005～0.3mmの直径を持つ粒子を使用します。
注4	プラズマ	物質の4態の一つで、気体よりもさらに高温の条件で現れます。気体の段階では分子は維持されていますが、プラズマになると、分子から電子が出るなどして、帯電粒子が生成されます。イオンも混在することで、反応が起こりやすくなります。プラズマの中にも段階によって異なる形態があり、当社が使用しているプラズマの状態は、非平衡プラズマと呼ばれております。このプラズマでは、分子と電子やイオンは温度が異なっております。プラズマの生成は、ほとんどの場合何らかの放電現象を用いております。
注5	マイクロ波	波長が1mm～1mを持つ電波の名称であります。周波数では300MHz～300GHzであります。加熱や通信に用いられる電波で、工業的に利用できる帯域が決まっております。広く利用されているのは電子レンジで、2.45GHzの周波数であります。ダイヤモンドを合成するために使う電波としては、この2.45GHzと915MHzの2種類があります。
注6	イオン注入法	イオンとは、通常の状態の原子が、電子を放出するか、余分に電子をもった状態で、+もしくは-の状態になっています。このような状態であれば、+極もしくは-極に引き寄せられます。引き寄せる電圧を高くすると、イオンは高速で移動し、高いエネルギーを持ちます。このような高いエネルギーを持ったイオンを、物質にぶつける手法を、イオン注入法と呼びます。高いエネルギーを持ったイオンは、非衝突物質に打ち込まれ、次第にエネルギーを奪われて停止します。ぶつかった部分は、イオンによって物質の結晶が壊されますが、イオンの量によって結晶の破壊程度は異なります。当社の場合には、炭素イオンを用いて、ダイヤモンドの表面から数μmの範囲にまで侵入し、ごく表面以外はダイヤモンドの結晶を壊し、カーボン状にしてしまいます。
注7	結晶方位	原子が整列した結晶では、並び方によって異なる面ができます。この面の向きを方位といいます。方位が異なっているということは、異なった面が対象となっているか、同じ面でも向いている方向が違っている、ということでもあります。ダイヤモンドの場合は、(100)面と呼ばれる面で成長し、その側面も(100)面となるようにしています。この側面の向きが異なることで、接続部の品質が低下します。方位を完全に合わせるのは大変難しいのですが、モザイク結晶の作り方はこの問題を簡便に解決できる方法であります。
注8	スカイフ	ダイヤモンドの研磨を行う最も一般的な手法であります。鋳鉄(いもの)の円盤の上にダイヤモンドの粉末状研磨剤を油で固定します。この円盤を高速回転(数1,000回転/分)して、その上に削りたいダイヤモンドを押し付けます。ダイヤモンドの表面は、1,500以上の高温となりますので、ダイヤモンドの粉末で削る効果と、高温で鉄とダイヤモンドが反応する効果の2つが並行して起こり、ダイヤモンドを研磨します。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) エス・エフ・ディー(株)	大阪府茨木市	60,000 (千円)	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売	100	当社製品の仕入を行っている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
SFD India Private Limited	インド・スーラット市	30,000 (千INR)	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売	100 (55)	役員の兼任あり。

- (注) 1. 2024年7月29日にSFD India Private Limitedを設立し、同社を連結子会社としております。
2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
3. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業	69	(14)
合計	69	(14)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。  
3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

### (2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
64 (14)	45.1	3.9	4,751

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、嘱託社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には、臨時雇用者数は含まれておりません。  
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

### (3) 労働組合の状況

当社には、従業員の一部が加入している労働組合が結成されておりますが、従業員代表や労働組合と賃金等の労働条件について適宜協議・合意等を行っており、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

連結子会社には、労働組合は結成されておませんが、従業員代表や労働組合と賃金等の労働条件について適宜協議・合意等を行っており、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、優れた特性を持つダイヤモンドの広い応用によって、様々な分野でのイノベーションの創出を進め、地球規模での地球環境維持や社会問題の解決を通じ、世界への貢献を目指しています。

当社グループで活動する従業員が、健康で充実した日々を送れるよう、様々な施策を講じています。また、株主や顧客、取引先などのあらゆるステークホルダーへの責任を果たすことを、経営方針としています。

#### (2) 経営環境等

当社グループの事業は、基本的には人工合成のダイヤモンドを販売する材料ビジネスですが、ほとんどがダイヤモンドの新しい応用を目指す分野に向けられています。天然のダイヤモンドは形状や組成が広い応用に適さないことから、人工合成のダイヤモンドを使った開発が進められています。また、伝統的な分野である宝石についても、人工合成ダイヤモンドへの転換が進んできており、米国では既に50%を超えるシェアになっているとの報道もあります。これに伴って多数の企業が設立され、活発な市場環境となっています。

しかし、2024年3月期後半から、小型宝石を中心に価格低下が急激に起こり、製造会社の採算が悪化しました。このために当連結会計年度においてイスラエル、米国、インド、欧州等で倒産や製造の停止が起こり、当社の種結晶事業にも大きな影響を与えました。特に、当社の主要ユーザーの中には、小型宝石の生産を主体とする企業があり、その倒産などによる受注の減少が、売上の減少につながりました。

一方、工具用素材としての利用も既存市場と言えます。その市場規模は安定的ではありますが、種結晶や基板及びウエハの市場と比較して低い利益水準であり、当社が幅広く参入する環境ではありません。宝石及び工具用素材以外の応用については、未だ創成期にあるため市場規模が小さく、個々の案件ごとの対応になっております。2インチウエハなどのインパクトのある製品が実用化できれば、大きな展開が可能となると考え、開発に注力しております。

現在製品を供給している分野について、市場環境を以下に示します。

#### 人工ダイヤモンド宝石製造用の種結晶市場

##### a. 人工宝石の製造と市場

人工ダイヤモンド宝石は超高压合成法と気相合成法によって製作されるダイヤモンド宝石です。ダイヤモンドとしては、天然に比べ不純物が少なく純粋で、無色だけでなくピンク、ブルー、グリーン等の色がついたものも販売されております。「The Business Research CompanyのLab Grown Diamonds Global Market Report 2024」によれば、2023年のLGD市場は235億ドルにのぼり、年率10.2%の成長をしている、と報告されております。このようにLGDは大きな市場を獲得しており、さらに高速に市場拡大が進むと見られます。一方、生産量の拡大によって価格低下も進行しております。欧米においては、天然ダイヤモンドの採掘による自然破壊や、以前から指摘されている鉱山における児童労働等の問題があるため、人工ダイヤモンドのSDGsにおける優位点を意識する消費者が増加しております。これに対応して、宝飾店においても人工宝石を積極的に販売するところが増加しております。

人工合成のダイヤモンドを製造する方法は、超高压法と気相合成法があります。気相合成法で作る人工ダイヤモンド宝石は、超高压法で製造される宝石に比べ、高品質で大型のものを作ることが可能です。このため、新規に人工宝石に参入する企業の多くは、気相合成法で製造しております。特にインドにおいては、毎年多くの新規企業が設立され、既存企業の生産能力も大幅な拡大を続けております。

##### b. 種結晶に要求される形状

この気相合成法で製作している宝石は、製作するに際して種結晶が必要とされます。通常は0.2mmないし0.3mm厚の薄い単結晶を種結晶として使用し、3～10mmの厚さに成長し、これをカット、研磨して宝石に仕上げます。

気相合成法では、結晶の成長は厚さ方向のみ成長しますが、面積方向の成長がほとんどありません。このため、成長によって種結晶の形状からの面積的な拡大が無く、宝石としての形状は上部から見た形状と厚さの関係が一定であるため、種結晶形状が宝石の大きさ(カラット数)を決定します。例えば、ブリリアントカットの場合では、直径と厚さの関係は約0.6です。このように、種結晶のサイズが、最終的に宝石となるダイヤモンドの大きさを決めるため、大きな宝石の製造を目指すには、大きな種結晶が必要となります。

最近の人工宝石市場では、大型宝石の出荷が活発となっています。天然ではほとんど市場で見られない5カラット以上の宝石を目指す動きもあって、当社は大型種結晶のニーズがあると見込んでおります。当社は5×5mm～15×15mmの広い範囲の形状を持つ種結晶を製作できますが、当連結会計年度において12×12mm以上の大型種結晶の販売数が大幅に増加しています。

現在では成長装置を1,000台以上も保有する人工宝石製造会社が複数あり、これらの会社が必要とする月当たりの一つのサイズの種結晶は1,000個を超える場合もあります。このような大量の種結晶を、品質の揃ったものとするためには、生産技術の安定が必要です。

### c. 種結晶ビジネスの競合

当社は種結晶を独自技術により製造し人工宝石製造会社等に販売しておりますが、当社の販売先である人工宝石製造会社の一部が、成長した結晶を薄く切断して、その表面を研磨することで、種結晶を製作しております。その場合には、当社と競合することになります。この手法の製造コストは、現時点では当社より高いと判断しております。また、金属等の基板上に成長した疑似単結晶を、種結晶として製造している企業もありますが、種結晶としての性能は当社種結晶より劣ることが判明しております。

インドの人工宝石製造会社は、大型の種結晶から大型の原石を製作し、そこから大小織り交ぜて複数個の宝石を切り出す技術を持っております。このことによって、小型の宝石を大型の種結晶から作る技術が実現できており、小型種結晶の需要が減少したと考えられます。また、このような技術を保有しない企業は、採算性の悪化から事業を停止することも起こったと考えられます。宝石の結晶としての品質は、後述するような半導体デバイスに要求される結晶品質に比べると、一般的には悪いものでも使用できます。宝石としての見映えは重要で、カラーやクラリティーは宝石鑑定の重要項目ですが、これらと結晶品質が必ずしも直接結びついているわけではありません。そのため、当社の種結晶より品質が劣るとされている疑似単結晶の種結晶を利用する企業もたくさんあります。

### 基板及びウエハ

ダイヤモンドの優れた半導体特性を生かすデバイス開発に必要な、基板やウエハを供給しております。ウエハについては、半導体デバイス製造プロセスに適用できるような大型のウエハが無いため、未だ市場ができておりません。ダイヤモンドの物性評価等の基礎研究や、現時点のデバイスの研究開発用に、当社は様々なサイズの基板やウエハを、各国の研究機関や企業に販売しております。半導体デバイス製造プロセスに適用するためには、2インチ以上の口径を持つウエハが必要ですが、現時点では基礎研究段階であり、30×30mmを最大とする単結晶基板もしくは、38×38mmまでのモザイク結晶基板を販売しております。当社は、単純な基板だけでなく、結晶方位、基板上にボロンを混入させた半導体層を形成したエピ基板、結晶品質を制御した基板等の多様な要求に対応できる製品群があります。当社は単結晶の大型化や、大型モザイク結晶等で、大型化の先頭に立っており、ウエハ市場の創成をけん引して参ります。

### 光学部品及びヒートシンク

ダイヤモンドの持っている高熱伝導率や、光やX線を透過する特性を利用し、デバイスの除熱や、各種計測器、放射光施設等の部品などに利用されております。

5Gシステムに代表される先端通信分野では、高発熱デバイスの使用が必要で、熱を除去して安定的なデバイスの動作をするため、ダイヤモンドの利用検討が進んでおります。また、高出力レーザーやパワーデバイスの実装において、ダイヤモンドの高熱伝導率を利用する試みも、広く行われています。

ダイヤモンドを光学部品として利用し、大エネルギー密度光の透過窓として利用したり、検査機器で使用するX線源のX線を透過する窓としての利用が開始されております。また、放射光施設の窓材や計測機器に、適用することも検討が進んでいます。

これまでの市場は、散発的なアイデアで開発される部品の供給が多かったのですが、X線用窓が量産に移行した等の新しい動きがあります。当社は現在開発が進んでいるヒートシンクとしての利用について、実現性が高く、将来の大型市場を形成できることを、期待しています。

### 工具素材

ダイヤモンド単結晶を利用する切削、耐摩耗工具は、加工する相手材料が限定され、特殊な加工に限られております。また、工具素材の全市場では、ほとんどが超高压合成単結晶を使用しております。超高压合成単結晶のサイズが限定されていることから、当社の大型結晶への要求があります。なお、工具素材については、積極的に販売拡大を行わない方針であります。

### (3)目標とする経営指標

当社グループは先端技術を使っている製造業であり、製造設備への投資を継続的に行っていく必要があります。このために、高い利益率を維持し、確固たる資金調達手段を保持することが重要と考えられます。このような観点から、主な経営指標として、以下の経営指標を重視しております。

売上高成長率  
経常利益率  
ROE  
自己資本比率

### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループのビジネス分野はLGD（Laboratory Grown Diamond：人工ダイヤモンド宝石）と半導体応用開発に必要な素材であるウエハ・基板等（ダイヤモンドデバイス）の2つで構成されております。当社グループ共通の課題、それぞれの事業分野ごとの課題は以下のとおりです。

#### LGD分野の活動に係る課題

LGDの本格的な宝石ビジネスは10数年前に始まりましたが、市場アナリストの情報として、現在ではダイヤモンド宝石市場における流通量の20%以上にも達しているとの推定もあります。米国では50%を超えたとの情報も出ており、いよいよLGDが本格的に天然ダイヤモンドを置き換える方向に進んでいます。ビジネス規模は依然として急速に拡大しており、当社はこの分野で種結晶のみを販売するビジネス形態では発展が望めないと判断し、このために2024年1月にSFDを設立し、宝石販売を行うことを決断いたしました。

このビジネスを実施するためのグループとしての構造は、当社が原石を生産し、インド等で加工し、SFDが国内及び海外で販売することを想定しています。このために、この1年で、SFD Indiaを設立いたしました。

SFD Indiaが種結晶販売と共に、宝石加工の委託を行います。この方針でのビジネス展開に必要な拠点を築き、オペレーションを開始する準備を進めて来ました。当社グループにとって初めての海外展開であり、必ずしも順調に進みませんでしたので、2025年3月期末においては、SFD Indiaは十分な活動をできておりません。しかし、2026年3月期においてLGD分野のビジネスを進展させるための環境は整っています。

当社グループは今後以下の2つの製品でこの分野のビジネスを進めてまいります。種結晶、宝石及び宝飾品が製品となります。

#### ・種結晶ビジネスの進め方

2023年3月期までは主力製品として当社グループの発展に貢献して来ましたが、その第4四半期から製品価格が大幅に低下し、小型宝石を中心にLGD生産が縮小したことで、種結晶需要も後退しました。他の原因としてLGD製造企業が自家用に製作する種結晶が増加したこと、LGD生産手法が変化し、LGD製造企業は成長した原石から複数の宝石を切り出すCAD-CAM技術も確立したため、種結晶サイズごとに大きさの異なる宝石を製作するという方式自体が減少しています。当社グループの種結晶の品質の高さは現在でも多くのLGD製造企業で認められているものの、現在の製造状況で当社製品に対する購買意欲は低下しております。また、当社グループはLGDビジネスの状況変化に対する情報収集能力が十分ではなく、このような変化への対応を遅らせ、大幅な売上減少に結びついたと考えられます。

このような状況を改善するため、世界的なダイヤモンド加工産業の集積地であるインド・グジャラート州において、タイムリーに顧客のニーズに答えていくことを目的として、2024年7月に当社は、当社100%子会社であるSFDとともに、インドにおいてSFD Indiaを設立いたしました。

この現地法人では、従来からの当社グループの製品である種結晶を、インドのLGDメーカーに対し現地販売いたします。また、SFDが計画している宝石の製作を可能とするため、当社で製作した原石を、現地法人を通じて当地で宝石に加工いたします。完成した宝石はSFDが購入して、日本及び世界で販売してまいります。

このような活動を行うために、現地法人には販売や加工等に必要な要員を配置し、場合によっては加工設備を設置して、試作や加工技術の開発を行うことも検討しております。スーラット市の事務所の設置が完了し、当社から種結晶の売却を行う準備を進めております。さらに、一部の宝石につきましては、当地での加工テストを行っております。

#### ・宝石ビジネスの展開

SFDは宝石を販売するために、当社が製造した原石を購入し、インド等で加工を行って、宝石としての試作を進めました。また、宝石をある程度の量を確保しないと販売が難しいため、海外の市場から宝石を調達して、販売ルートの構築を行ってきました。当連結会計年度においては、少量の販売実績しか出来ませんでした。大手の宝飾品企業との製品開発についての検討を開始しております。

ベルギーの子会社（孫会社）であるSFD Antwerp BVが営業を開始できておりませんので、早急にこれを開始し、製作した宝石を販売する計画です。もちろん、SFDは継続して国内の販売を進めます。また、欧州の大手宝飾品企業への参入を計画しており、同社との交渉を開始しています。これが実現しますと大口の受注を得られる可能性が高く、当社としては体制を整えて対処します。

新しいデザインの宝石については、宝石販売の実績がある日本人を雇用して、検討を進めて来ました。当社の大型の種結晶を使い、大型の原石を作製することで、新たなデザインが可能となっています。また、プリアトカットのような厚い原石を必要としないデザインを作り、生産歩留が高い薄い原石を製作して、原石生産コストの低減を進める計画です。LGDのインド企業は、成長装置に自家製作等によって、低価格ルースを供給していますので、それに対抗できる商品の開発を進めた参ります。

#### ダイヤモンドデバイス分野の活動に係る課題

ダイヤモンドの持つ優れた半導体特性を利用して、パワーデバイスや量子デバイス等に応用するための研究が、世界各地で進められています。各国政府も、ダイヤモンドの持つポテンシャルを評価し、この開発に資金を投入しています。しかし、現在は未だ基礎的な研究開発段階であり、ウエハ等の材料が大きな市場を形成するには時間が必要です。

半導体プロセスを使ったデバイス製作を行うには、最低の大きさとして2インチウエハ（直径50mm）が必要です。このサイズへの到達時期が早まれば、これを使用して量産技術開発が促進され、デバイスの実用化が早まると見られます。

当社グループは単結晶の大型化を進め、最終的に4インチウエハを目指すロードマップを2024年11月28日に開示いたしました。当時開発を進めていた30x30mmの単結晶を、2025年2月までに実用化し、これから1インチ（直径25mm）を実用化することを目標といたしました。

2025年2月13日に30x30mm単結晶の実用化を開示し、このロードマップの最初のマイルストーンについて予定通り進めることができました。1インチウエハにつきましては、多少遅れましたが、2025年4月の製品化となっております。

この30x30mm単結晶を4個接合したモザイク結晶は、50x50mm以上のサイズとなるので、そこから直径50mmの円盤を作製すれば、2インチウエハができます。この2インチウエハを2025年末までに完成させることを目標とし、開発を継続しております。2インチウエハの製品化には、単にモザイク結晶の作製だけでなく、研磨技術もこれまでのレベルを一段上げる必要があります。特に表面粗さの改善と、反りやうねりによる表面の凸凹を抑えることが求められます。表面形状の計測は、それ自体が他の半導体材料で行われている手法を採ることが必要ですので、既に計測装置を発注しております。

その後、単結晶形状をさらに拡大するために、50x50mm単結晶を目標とする開発に着手し、これが完成すれば単結晶の2インチウエハが実用化できます。この実用化は、本格的にデバイス量産を行うための大きなマイルストーンでもありますので、なるべく早期に実現できるように取り組みます。しかし、開発の難易度を考えると2ないし4年位の期間が必要と考えています。

また、この単結晶を4個接合することで、100x100mm以上のモザイク結晶を作製し、そこから直径100mmの円盤を切断すれば4インチウエハが実用化できます。4インチウエハを製作するには、成長装置の形成面積を大きくすることが必須で、この検討を行います。もちろん、研磨は2インチに比べ格段に難しくなると予測され研磨装置の開発も同時並行で検討する必要があると考えています。

ウエハの2インチ以上の拡大へは、長期的な大型結晶開発と共に、デバイスの製作プロセスに使用するためのウエハとしての規格に当てはまる必要があります。そのためには、表面の粗さ、うねり、欠陥密度等が、既存の半導体材料のレベルに達していることが要求されます。これらの課題を乗り越えるためには、それぞれの課題において相応の開発期間と投資が必要となります。

当社グループはこのような課題を乗り越え、規格化にも取り組んで、ダイヤモンドデバイスの実用化に向けて素材面からの後押しを続けます。

#### 当社グループの共通の課題

当社が東京証券取引所グロース市場へ上場して3年程度経過しましたが、さらに成長していくためには、ガバナンスの強化に引き続き取り組んでいく必要があると認識しております。また、開発体制、工場運営、人材等に対しても、以下の課題があると考えております。

##### ・技術開発

当社グループのビジネス分野では、多くの技術で世界的に優位な地位にあり、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しております。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社グループのビジネス分野においては、状況の変化は常に発生しており、これらの情報を確実に入手し、対応策を講じることが重要です。このために、営業情報だけでなく、大学、公的研究機関及び他企業と連携することで、多角的に情報を入手して、計画の立案、策定に生かしてまいります。これまで大学、公的研究機関及び他企業と委託研究や共同研究を行ってまいりましたが、海外の機関を含めさらに拡大することを検討いたします。

技術開発の人材を確保することも大きな課題と認識しております。日本の中小企業は人材確保に大きな困難がありますが、とりわけ技術者の確保は難しい状況があります。当社の技術状況を社外にアピールし、雇用条件などを改善することで、開発に必要な人材の確保を進めて参ります。

#### ・工場運営とコスト削減

当社グループは、事業構造を変革するために、従来以上に製品の種類が増加しております。製品の多様化に対応するために、必要な設備投資を進めておりますが、必要な人材の確保は十分な状況にはありません。新たな製品を輩出するためには、既存の生産方式及び体制とは異なる生産方式ならびに体制を構築していく必要があると認識しております。新しい製品を作るために工場運営の柔軟性や、異なった視点からコスト削減への取り組みが必要となることは事実です。このために情報の収集及び新たな人材獲得を積極的に進めてまいります。

#### ・連結会社の管理

当社グループは2024年3月期から連結子会社を設立してきました。これらの会社に対する統制や資金的なバックアップが重要となっております。経理業務だけでなく、コンプライアンス管理や従業員の状況把握なども、複雑な管理が必要となっております。当社において確立しているガバナンスを、これらの連結子会社にも適用するよう、順次対応を進めております。また、このために各地の状況に精通した人材の確保も必要で、採用活動を進めております。

#### ・人材育成

当社グループの置かれた状況から、上場企業としてのガバナンスの強化、生産体制の維持と発展、新規技術の開発、新たな営業活動のための海外拠点の設置、グループ企業としての運営等に必要の人材の確保が急務であります。当社グループはこれまで必要な人材を外部から採用してまいりましたが、当社グループの事業活動に適した人材を育成することも、重要になっております。これを進めるために、教育システムを構築し、長期的に当社グループを担う人材を養成してまいります。また、連結子会社の運営にも人材が必要で、海外子会社においては現地従業員の雇用を行っています。これ等の従業員の管理体制も喫緊の課題であり、経験を有する人材の確保を進めて参ります。

#### ・ダイバーシティーの重視

当社グループはESGを重視する経営方針の中で、ダイバーシティーを意識して、女性の管理職への登用や障害者の雇用等を進める必要があります。当連結会計年度におきまして、部長クラスに女性を1名登用いたしました。また、今般の役員改選で、社外取締役女性を1名選任しております。中間管理職への女性の登用も進める計画で、女性にとっても働き甲斐のある会社にしていく所存です。

#### ・経営陣の高齢化と後継者の育成

当社グループの部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成とあわせて、年齢構成を検討する必要がありますと認識しております。また役員についても、平均年齢を引き下げて、将来の当社グループを担う経営体制を構築することを検討してまいりました。今般の役員改選で、その方針が実現する予定です。

#### ・輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行され、ダイヤモンドの基板等が、新たな規制品目に入りました。しかし、当社グループはこの改正に対する対応が遅れ、2022年12月から2023年4月にかけて規制品目であるダイヤモンド基板等を、経済産業省の許可を得ずに輸出しておりましたことに関し、経済産業省より2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について（厳重注意）」を受領しました。当社グループとしては、この事態を厳粛に受け止め、これまで以上に法令遵守を徹底し、社内体制を整備することにより、再発防止に努めてまいりました。

各種の規定を整備し、貿易管理に関する新たな組織を立ち上げ、連結子会社2社も当社と同様の規制内容の遵守を行っております。既に一般包括輸出許可を取得しており、欧米等への輸出には許可申請を必要としておりません。当連結会計年度において、輸出について特段の支障はありませんでしたが、引き続き法令遵守を徹底してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティ

当社グループは、サステナビリティを実現するため、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定める2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの達成に、LGDの供給を通じて貢献しており、加えて企業行動規範の1つとして、地球環境の保全に貢献する活動に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて貢献することを定めております。

#### ガバナンス

当社では、サステナビリティの実現のため、関係各部門がそれぞれの業務分掌に基づき、責任をもって推進しておりますが、原則として四半期に1度の頻度で開催しているリスク管理委員会において、組織横断的に、関係各部門の活動に伴うサステナビリティに関するリスク及び機会を識別し、目標設定を行い、その進捗を管理しております。また、結果については、取締役会に報告しております。

また、後述する人的資本に関する項目以外に、気候変動に関するリスクもテーマとして取り組んでおります。具体的には、当社は、製品の製造過程で多くの電力を消費しており、CO2排出量を削減することは、重要な課題となっております。本社及び横江工場においては再生可能エネルギーで発電した電力を使用しておりますが、島工場と開発部においては再生可能エネルギーを使用した電力の使用を行っておりません。今後可能な限り早期に、島工場と開発部においても、再生可能エネルギーを使用した電力に切り替える計画です。

また、島工場のCO2排出量削減のため、2025年3月期において同工場に太陽電池を設置し、昼間に消費する電力の一部を太陽電池で賄うことを開始いたしました。これにより、同工場の昼間の電力使用量の約6%の電力を、この太陽電池によって賄っておりますが、引き続きCO2排出量削減に取り組んでまいります。

#### リスク管理

当社では、サステナビリティに関するリスクを含むリスク全般について、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、原則として四半期に1度の頻度で開催しているリスク管理委員会において、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。当該リスク管理委員会において、サステナビリティに関するリスク及び機会を識別、評価し、発生可能性と影響度合により、優先順位付けを行って、回避、軽減するか受容するか等の対策の決定を行うとともに、対策の進捗を管理しております。また、結果については、取締役会に報告しております。

#### SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit)を受審する計画

当社は宝石の供給を行う上でSMETAの監査に合格することが必要と考え、所定の手続きを開始しています。SMETA監査は、世界で最も広く利用されている社会監査の一つであり、サプライチェーンにおける持続可能性を推進するために重要な位置付けとなります。この監査に合格するために、社内規程の整備、法的規制に対する確実な処置、社外の関係機関へのガバナンス、等を徹底する所存です。

### (2) 人的資本

当社は、優れた特性を持つダイヤモンドの広い応用によって、様々な分野でのイノベーションの創出を進め、地球規模での地球環境維持や社会問題の解決を通じ、世界への貢献を目指しています。そのために「健康経営」を推進すべく、当社で活動する従業員及び派遣社員が健康で充実した日々を送り、活発に業務を遂行することを支援するために、以下の施策を進めております。

#### 戦略

##### a．人材育成方針

###### リスクリングのための講習等受講

当社の各種の業務を遂行するために、各種のスキルが必要であります。技術の変化、法令の改定、業務ソフトの変更等によって、必要なスキルが変化していくため、常に最新の必要なスキルを身に付ける必要があります。このため、社内及び社外において講習等を受講することで、最新の知識を習得し、これを業務に活用していきます。受講する回数は重要な指標となるため、一人当たりの年間受講回数目標を設定しております。

##### b．社内環境整備方針

###### イ 業務遂行中の無事故を継続する

当社は生産現場を有しているため、事故発生の可能性があります。安全については十分注意をしているものの、対応が不十分であることによって、事故の発生が危惧されます。このために部署ごとに無事故時間の目標を設定して、これを管理しております。2024年3月期に引き続き、2025年3月期も完全無事故でしたが、引き続き無事故労働時間500,000時間の達成を目指します。

ロ 女性管理職比率

当社はジェンダー平等を重要視する観点から、女性従業員の登用を進めております。当社製品は消費者から遠い製造業であるため、とすれば男性中心の活動になりがちです。このような状態を改善するため、女性管理職を登用することを目標として、取り組んでおります。部長職を2ポイント、課長職を1ポイントとして点数化し、目標値を決定しております。

指標及び目標

当社では、人的資本に係る上記の人材育成方針及び社内環境整備方針について、各施策における指標を設定しておりますが、当面の目標及び実績（2025年3月期）は以下のとおりです。

施 策	到達目標	2025年3月期の実績
無事故時間の積分值（時間）	500,000	約450,000
講習受講回数（回/人・年）	2.0	0.6
女性管理職比率（ポイント）	10.0	2.0

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 人工宝石ビジネス市場の状況

当社の最大の製品である種結晶の販売先市場であるLGDの市場は、順調に拡大しております。

「The Business Research CompanyのLab Grown Diamonds Global Market Report 2024」によれば、2023年のLGD市場は235億ドルにのぼり、年率10.2%の成長をしている、と報告されております。また、米国においては既にLGDは50%以上の市場を獲得しているとの報道が、多数見られます。このような情勢から、当連結会計年度においてもLGDは順調にそのシェアを広げ、天然との比率が逆転するのそれほど遠くないと推察されます。

天然ダイヤモンドの有力な供給者であるデビアス社が、2024年3月期に2件の値下げを公表しました。2023年10月に、天然ダイヤモンドを使ったプライダル用途の宝飾品を30%程度値下げすると公表し、2024年1月には、天然ダイヤモンド全般を30～40%値下げすると公表いたしました。このことは、デビアス社が、天然ダイヤモンドがLGDに価格競争で負けたことを認めた、と報道されております。このようにLGDは大きな市場を獲得しており、さらに高速に市場拡大が進むと見られます。一方、生産量の拡大によって価格低下も進行しております。

また、欧米においては、天然ダイヤモンドの採掘による自然破壊や、以前から指摘されている鉱山における児童労働等の問題があるため、人工ダイヤモンドのSDGsにおける優位点を意識する消費者が増加しております。これに対応して、宝飾店においても人工宝石を積極的に販売するところが増加しております。

気相合成法で作る人工ダイヤモンド宝石は、超高压法で製造される宝石に比べ、高品質で大型です。このため、新規に人工宝石に参入する企業の多くは、気相合成法で製造しております。特にインドにおいては、毎年多くの新規企業が設立され、既存企業の生産能力も大幅な拡大を続けております。

上述のとおり、当社は、宝飾品としてのLGDの認知は十分進んでおり、何らかの理由によって市場が消滅する可能性は、現時点でほとんどなくなったと考えております。しかし、国内外の経済情勢の悪化や景気動向の減退等の理由により、市場の成長が鈍化したり、市場規模が縮小したりする場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。LGDの販売価格の低下が進んでも、魅力的な商品が出てこない場合には、市場規模の拡大が遅くなる可能性があります。このような変化に対しては、当社はその間に他の製品への転換を進めることで、当該リスクを抑えることができると考えております。

#### (2) 特定ユーザーへの過度の依存

当社の売上に占める種結晶の比率は、当連結会計年度の売上高の58.9%となっており、前年度比では5%ほど低下しました。種結晶市場の大幅な変化で、従来の方針であった長期的な受注の獲得は、期待できない状況になっております。しかし、最も大口のユーザーの売上比率は35.4%と、依然として依存率が高い状況にあります。さらに、基板、ウエハ関係のユーザーが第2位の大口径ユーザーで、2社を合わせると47.9%に達します。このように、分野の異なる2ユーザーへの過度の依存状態ですので、単純な方針の変更でこれを解消できる状況にはありません。

種結晶の販売に関しては、インドに設置しました現地法人での販売を進める計画で、これによって現地での小口径顧客への販売が始まると見られます。これ等の顧客への販売量がどれほどとなるかは不明ですが、スーラットには多くのLGD製造企業が集積しておりますので、販売先は分散されると考えられます。

また、基板、ウエハは、2025年2月の30x30mm大型単結晶基板の発売によって、デバイス試作が進展すると考えられ、多くの企業や研究機関が購入すると見られます。さらに、各国がこぞってダイヤモンド半導体デバイス開発に向けてのプロジェクトを開始しており、それによって新たな研究機関（含む企業）が参入し、新たなユーザーとなると考えられます。

しかし、特定ユーザーへの過度の依存が継続すると、その企業やそれを取り巻く環境の変化によって、当社の受注が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。当社としては、全体の企業規模拡大に並行して、ユーザーの分散や販売分野の分散を、積極的に推進してまいります。

#### (3) 知的財産権管理

##### 産総研との独占実施契約

当社の生産技術は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」といいます。）が開発した手法を元にしており、この技術の知的財産権は産総研が有しております。当社は、産総研との間において、当社の製造技術に係る産総研が保有する特許の独占的通常実施権の許諾契約（以下、「原契約」といいます。）を締結しております。

原契約及びその後の原契約の独占的通常実施権の許諾期間の変更契約による許諾期間が2023年10月31日に満了いたしましたため、2023年12月21日に、産総研の保有する特許の再実施許諾権付通常実施権を有する株式会社AIST Solutionsとの間において、原契約の独占的通常実施権の許諾期間の変更契約を締結し、許諾期間について3年間の延長を行っております。

なお、原契約及び原契約に基づく許諾期間の変更契約について、継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当社の帰責事由により、原契約及び原契約に基づく許諾期間の変更契約が解約され、原契約に基づく許諾期間の変更契約の許諾期間満了前に終了した場合には、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2023年12月21日に締結した原契約に基づく許諾期間の変更契約による許諾期間は、2026年10月31日に満了を迎えますので、今回と同様に許諾期間の変更契約を締結する所存です。仮に、この満了時期に許諾期間の変更契約が締結できない場合でも、非独占的通常実施権が特許の存続期間満了日まで付与される契約となっておりますが、他社が産総研に対して実施権を要求すること等により、産総研が他社と非独占的通常実施権を付与する契約を締結した場合は、当該他社は当社の競合となる可能性があります。当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。仮に、他社が産総研から実施権の許諾を受けた場合でも、多くのノウハウの確立や多数の親結晶の作製に年単位の時間が必要と考えられるため、当社が競争優位性を継続して確保できると考えております。

#### 知的財産権の取得方針、侵害等

当社は、生産技術が漏洩することを防ぐため、これまで特許などの出願を行わない方針としておりました。生産技術には多数のノウハウがあり、これが技術の実現には重要なカギとなっています。しかし、製品に関連する特許などについては、当社が権利を保有することが重要である場合が出てきているため、前事業年度において、製品に係る特許を出願いたしました。当連結会計年度において、実用製品をいくつか発売開始したこともあり、知的財産権の出願は重要な状況となっております。今後もこのような知的財産権について権利化できるように、出願及び審査を進めてまいります。また、技術的なよりどころとなっている産総研の特許群については、維持及び他社による模倣状況のチェックを行っております。しかしながら、他社との間で知的財産権を巡る紛争が生じた場合や、他社から知的財産権を侵害された場合には、事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

主力製品である種結晶については、これまで出願された特許は見つかっておらず、公知となって長期を経過していることもあり、特許上の係争が起こる可能性は低いと考えております。

#### (4) 生産技術の模倣

当社は、産総研が保有する特許について、独占的通常実施権の許諾契約（その後の許諾期間の変更契約を含む。）を締結して利用しております（許諾期間満了日：2026年10月31日、契約に含まれる特許数：特許の存続期間満了となったものを除き国内外の総件数15件、独占的通常実施権の継続はその時点で産総研及び産総研の保有する特許の再実施許諾権付通常実施権を有する株式会社AIST Solutionsと協議を予定、許諾期間満了後も各特許の存続期限まで非独占実施権は付与されます。）。

当社では、特許の技術による種結晶製造のノウハウを確立するため、産総研と共同研究を行って来ており、製品化までのノウハウについては特許に記載されていないこともあり、他社が容易に模倣することは難しいと考えております。しかしながら、他社が当社の技術を模倣し種結晶等の製造を行うことになった場合、事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、現在の独占的通常実施権の許諾契約は15件の特許を包括的に締結していますが、個々の特許の存続期限が今後次々に到来するので、それらの重要性に鑑み、契約書の内容を変更する必要があると考えられます。その時には、当社の事業継続と特許の期限を迎えていない技術の占有状況が維持でき、リスクを最小限とするよう、産総研及び株式会社AIST Solutionsと契約内容を協議いたします。

#### (5) 退職者による技術・ノウハウ流出

当社の生産技術には産総研の特許権のほかに生産ノウハウがありますが、当社は漏洩が起こらないよう常に管理を行っており、役職員の退職時には秘密保持誓約書を提出させることとしております。しかし、生産ノウハウ等の情報流出及び新規製品の開発計画の漏洩が発生し、他社が当社の生産技術を模倣したり、同様の製品開発を行ったりする場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。産総研特許の範囲である基幹技術については、独占実施権で守られておりますので、流出してもリスクは大きくないと判断しております。

#### (6) 競合他社について

##### ユーザーが自家生産する種結晶との競合

当社は種結晶を独自技術により製造し人工宝石製造会社等に販売しておりますが、当社の販売先である人工宝石製造会社から取引に際して当社から購入した種結晶から種結晶を再製作しない旨の宣誓書を入手しております。しかし、当社の販売先である人工宝石製造会社の一部が、当社から購入した種結晶を利用して成長させた結晶を薄く切断して、その表面を研磨することで、種結晶を製作しています。その場合には、当社と競合することになります。このやり方の製造コストは、現時点では当社より高いと判断しておりますが、宝石製造会社の技術進捗や購入する装置が安価化することによって、当社の製造コストの優位性がなくなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

既にこの手法で種結晶を生産しているユーザーもおりますが、一方では継続して当社の種結晶を購入しており、販売先としての関係は、状況を監視しながら継続いたします。

##### 疑似単結晶ダイヤモンドの種結晶への適用

ダイヤモンド単結晶以外の物質を使って、その上に成長したダイヤモンドが、一定以上大きな結晶粒径となる場合があり、疑似的な単結晶と扱う場合があります。セラミック単結晶基板にIr（イリジウム）薄膜を成長させて一定の方向を向いた結晶の基板を作る技術と、剣山状に加工したセラミック基板にダイヤモンドを成長することで単結晶の成長数を限定する技術が知られております。20x20mm以上の大型の結晶を製作できるとの報告があります。この結晶を種結晶として発売している企業があるとの情報を入手しております。

しかし、この結晶は宝石用結晶の成長時に亀裂が発生するなどの問題に加え、カラーや結晶のゆがみ等のために、できあがった宝石は当社種結晶を使用した場合に比べ、歩留が悪いことが判明しております。これは、完全な単結晶でないために、種結晶に残留する応力が影響するためと考えられております。

また、この製品を販売してきた企業は、2022年に米国のLGD製造企業に買収されました。その後インドにおいて、その結晶のコピーが販売されております。

上記のように、LGD企業は自家生産した種結晶を製作していますが、この疑似単結晶を作る動きが多く見られ、当社にとって大きな脅威となっております。前事業年度において当社15x15mm種結晶を実用化しましたが、ブリリアントカットの場合この単結晶は10ct相当のルースを生産できますので、多くのユーザーにとっては十分な形状の種結晶を販売できる状況となっております。

当社は、2025年2月に30x30mm単結晶を実用化しましたが、15x15mm以上の種結晶を製品化することは、当社の強みを削ぐことになると懸念しておりますので、種結晶の更なる大型化については慎重に検討してまいります。

#### 疑似単結晶大型ウエハ

上記の疑似単結晶で、2インチ以上の大型ウエハが開発されたとの報告があります。米国企業の1社は、4年前に4インチウエハの公開も行っていますが、未だに2インチウエハすら実用化出来ておりません。この原因として、出来上がったウエハ素材が、フラットな形状となっておらず、研磨が出来ないという問題点が指摘されています。また、実質的に多結晶としての特性で、単結晶をして使用するのには多くの問題点がある、との指摘もあります。

当社は、大型の単結晶を開発し、それを横方向に接続するモザイク結晶で2インチ以上の大型ウエハを開発すべく取り組んでおり、2025年2月には30x30mmの世界最大の単結晶を実用化しました。これを使った1インチウエハは時を置かず実用化し、さらに4個の結晶を接続した2インチウエハを、2025年末までに実用化するというロードマップを公開しております。

しかし、先行してこのようなウエハが実用化する可能性もあります。大型のウエハが利用できることは、デバイス製造工程にとっては大きな利点があります。このようなウエハの性能が向上すれば、当社が製品化を計画している大型ウエハの実用化に大きな影響を与える可能性があります。

#### (7) 生産装置の陳腐化

当社では種結晶の成長装置の性能向上等を目的として、産総研や装置製造会社との共同開発を実施し、2022年11月に新設された島工場において、新成長装置が稼働しました。その性能は計画段階の想定と差異がなく、従来の成長装置よりも30%以上生産の効率が向上しました。しかし、競合他社でもある人工ダイヤモンド宝石製造会社が成長装置の大幅な技術革新を実現した場合、当社の成長装置の性能が陳腐化することでコスト競争力が失われ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、産総研とも共同研究などを通じて、成長装置の高度化を進める所存で、リスクを下げるような各種の対策を講じております。

#### (8) 重要な生産装置の重大な故障

当社の生産工程において、必ず使用する必要があるイオン注入装置を2台保有しております。当社では定期的な設備点検により故障を防止する対策を行っておりますが、主要部品が壊れるなど長期にわたって当該装置が稼働できないという状況になった場合には、生産が完全に止まることとなり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (9) 特定人物への依存

これまでの当社の新製品開発や新技術開発については、当社の代表取締役社長である藤森直治を中心として推進してまいりました。当社は、産総研ダイヤモンド研究センター長であった藤森直治を中心に、ダイヤモンド単結晶製造技術の事業化を目的として設立されており、その技術の知見に対する依存度は極めて高いと言えます。開発や生産に係る技術者を雇用、育成することで、藤森直治に依存しない体制の構築は進展しており、何らかの理由により業務執行できない事態となった場合でも開発や生産に大きな問題が発生する状況ではありません。しかし、今後の新製品の開発遅れや、生産効率化の遅れなどにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 小規模組織であること及び人材確保

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は事業の拡大を目指していますが、その実現には管理体制強化及び絶え間ざる技術革新が必要であり、管理部門、生産部門、開発部門で幅広く人材確保を進めています。特に、今後海外での事業展開が始まるため、そのための要員の確保は、非常に重要となると考えております。特に、海外子会社を設立しましたので、その業務管理や今後の発展のための企画等に、相応の人材が必要です。しかしながら、計画通り人材の採用が実現できなかったり、必要とする能力を有する人材の応募が無かったりした場合には、適切な人材配置が困難となり事業拡大に制約が発生するなどにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 感染症等の影響（新型コロナウイルス等の感染症問題）について

当社は新型コロナウイルス蔓延時においては、役職員に対し、テレワークやオフピーク通勤を奨励し、定期的にPCR検査を実施しました。また、遠距離の出張の原則禁止や宴会を行わない等の蔓延防止策を講じました。全国的な患者発生数の減少や、政府の蔓延防止施策の変更があり、当社は既に通常時の業務体制に戻っております。

しかし、新たな変異株などで、当社において感染症等が蔓延した場合、業務停止及び遅延によって、売上の減少、納期遅延等が生じる可能性があります。また、当社の顧客に感染症等が蔓延した場合、顧客からの発注が止まることや、出荷停止、遅延等が生じる可能性があります。さらに、当社の仕入先や外注先に感染症等が蔓延した場合には、調達及び製品製造の停止や遅延等が生じる可能性があります。これら諸要因の動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害等

当社の活動拠点の本社、横江工場及び島工場は、大阪府北摂地区に立地し、外注先は愛知県西部の臨海地域に立地と、活動拠点は分散しているため、両地域が同時に台風や地震で壊滅的な被害を受ける可能性は低い、と判断しております。しかしながら、当社の生産能力の大部分は大阪府北摂地域に集中しているため、大阪府北部で大地震やその他操業に影響する災害などが発生した場合には、売上の減少、装置類の損傷による多額の補修費用の発生、停電による情報管理ネットワークの遮断等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 当社製品へのクレーム

当社では生産する全ての製品について、万全の品質管理に努めるとともに、全ての工場の設備の予防保全に努めており、現時点において、品質に関する重大なクレーム及び納期に関するクレーム等は発生しておりません。また、軽度のクレームには迅速に対応し、顧客の信頼を損ねないような対応を行っております。クレームには真摯に原因の究明と、改善策の立案を行い、これを顧客に報告しております。しかし、将来、製品の重大な品質クレームや重大な生産トラブルによる納期クレームが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 為替リスク

当社は数多くの海外顧客との取引があり、海外顧客との取引（日本の商社経由の取引を含む）は外貨建て取引を採用しており、当社の取引高に占める外貨建て取引の割合は2023年3月期が95.3%、2024年3月期が67.4%、2025年3月期が65.0%となっております。為替に関して円高のトレンドが明確となった場合には、為替予約によってリスクを回避することとしており、既にこのための体制を整えております。最近3年間の変動状況から、130円/\$以上の円安の水準では、為替予約を基本的には行わず、130円/\$の水準に近づいた段階で為替予約を執行することを検討いたします。

(15) 米国の関税政策の影響

トランプ大統領の就任で、米国の関税政策は大幅に変化しており、各国へ10%の関税率を適用し、交易の状況によってその上積みを行うとの方針が示されました。このような関税が日本の輸出品に適用されると、当社製品の米国内の価格が上昇します。ユーザーから値下げ要求が来ることは予想されますが、米国への輸出品のほとんどが基板やウエハで、当社製品は他社が発売していないか、形状や特性で優位な位置にあります。従って、値下げ要求に応じなくとも購買される可能性はあると考えられますが、先方の予算状況等によっては値下げが避けられない可能性もあります。

トランプ大統領の政策は日々変化する状況にあり、先を読み切れないところに対応の難しいところです。日本とトランプ政権との交渉が上手く行かず、過大な関税がかかることとなれば、米国ユーザーとの取引が難しくなる可能性もあります。その場合は、計画している基板やウエハの販売が増加せず、当社の経営成績及び財政状態が想定よりも悪化する可能性があります。

(16) 情報漏洩

当社は、開発段階から顧客と共同で取り組んでいる案件について、秘密保持契約を締結し情報管理を行っております。また、共同開発(研究)契約を締結して進めている案件もあります。これらの契約は、契約していること自体が重要情報である場合もあり、役職員にはこの重要性を知らしめ、啓発、教育を行うと共に、秘密保持誓約書を提出させる等、情報漏洩の防止には万全を期しております。

しかし、情報の漏洩が発生した場合には、当社が賠償責任を負う可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) 訴訟に関するリスク

当社の事業又は活動に関連して、知的財産権、環境、労務等、様々な訴訟、紛争、その他の法的手段が提起される可能性があります。現在、当社の経営成績と財政状態に重大な影響を及ぼす訴訟は提起されておりませんが、将来において、重要な訴訟等が提起された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、主要製品である種結晶、ウエハに関する係争については、注意を払っております。

#### (18) ストック・オプション及び新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、取締役、監査役及び従業員等に対するインセンティブを目的として、ストック・オプションを付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化することとなり、将来における株価に影響を及ぼす可能性があります。

当社は2024年9月に新株予約権の発行による資金調達を開始しました。これによって当連結会計年度においては、1,220,000株が行使され、853,014千円の資金を調達しました。当連結会計年度における希薄化率は9.29%でした。当連結会計年度末において1,080,000株の新株予約権の行使が行われる可能性があり、その希薄化率は7.51%であります。

本書提出日の前月末現在のこれらのストック・オプション等による潜在株式数は、1,589,500株であり、本書提出日の前月末現在の発行済株式総数14,457,600株の10.99%に相当しております。

#### (19) 配当政策

当社はこれまでの経営状況から、配当を行っておりません。将来の社債発行や増資に際して、配当を行っていないことでの不利が発生し、必要な資金調達が出来ない事態がリスクとなる可能性があります。それによって、必要な設備投資ができなかったり、遅れたりすることで、ビジネスの拡大が妨げられたり、顧客を失ったりする可能性があります。

当社は2024年11月26日に、「設立15周年記念株主優待の実施に関するお知らせ」を開示し、2年以上当社株を保有された株主に、ギフト券を進呈することと致しました。

今後当社は、利益を確保でき、配当に十分な剰余金を確保した場合には、配当の実施を検討いたしますが、現時点では実施時期は未確定です。

#### (20) 各工場及び土地の賃貸借契約が解除され、継続使用が困難となるリスク

当社が活動している本社、各工場及び土地は、賃貸借契約で入居しております。災害あるいは貸主の都合によって、この契約を解除され、退出を余儀なくされれば、全般の活動や生産活動に支障を来たします。工場の移転期間中の減産や、インフラ設備の除去費用、さらに移転費用の負担があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現状の契約期間は、横江工場が3年、開発部が2年と比較的短期間であることから、今後、契約期間の長期化に向けた対応を検討いたします。

#### (21) 法的規制等

当社は事業活動において、輸出貿易管理令、製造物責任法、外国為替及び外国貿易法、特許法、下請代金支払遅延等防止法、建築基準法、借地借家法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等の各種法的規制を受けておりますが、上記法的規制等の新設や改正等が行われた場合には、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、法令等の遵守に努めておりますが、何らかの理由で上記法的規制等への抵触が発生した場合、当社の事業活動が制約を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

経済産業省は、経済安全保障強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行されました。その中に規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウム(Ga<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)とダイヤモンドが追加されました。当社は、研究用基板のみならず主力製品の種結晶等についても、関係機関や当局とコミュニケーションをとり、改正後の法令に則した対応等について確認を行ってきました。

当社は、当社の製造するダイヤモンドが半導体材料として不十分な特性を持っていることから、同政令改正後も輸出を継続しておりました。これに対し2023年4月に経済産業省から、政令の趣旨に沿った的確な対応するようとの指示があり、2023年4月以降、一時的に製品の輸出取引を保留しておりました。2023年5月に、当局から、1,000千円/件以下の輸出案件に対して輸出を承認されたので、一部の製品の出荷を開始いたしました。さらに、2023年6月に改正後の法令に則し、規制対象品として輸出許可申請を行って輸出許可を得るようとの見解が示されました。そのため、2023年6月下旬から各種製品の輸出申請を開始し、7月以降には、順次輸出許可を得て、出荷を開始いたしました。

しかし、輸出許可を取得するまでに時間を要することから、製品の納期が長期化し、一部の顧客からはこのことが理由で受注に結び付かない事態も発生しました。

2023年10月には一般包括許可を取得し、欧米やオーストラリアに対しては輸出許可を得ずに出荷できるようになりました。これによって、これらの地域に関しては納期が長くなる事態は避けられるようになりました。引き続き、特別一般包括許可を取得し、規制対象国以外には輸出許可を得ずに出荷できるように、申請手続きを準備しております。

なお、当社が2022年12月から2023年4月にかけて規制品目であるダイヤモンド基板等を、経済産業省の許可を得ずに輸出しておりましたことに関し、経済産業省より2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について（厳重注意）」を受領しました。当社としては、今回の事態を厳粛に受け止め、貿易管理委員会を設置し、これまで以上に法令遵守を徹底し、社内体制を整備することにより、再発防止に努めております。

2024年1月に100%子会社であるエス・エフ・ディー株式会社を設立しましたが、この輸出貿易管理令の遵守は、同社においても厳格に行う必要があり、今後その体制を構築してまいります。同社及び他の関係会社においても同様の処置を執る所存です。これらの管理が不十分な場合には、当社の輸出についても影響を受け、当社の営業成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。従いまして、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナやパレスチナでの紛争が継続し、シリアでは反政府勢力によって政権転覆が起きました。米国大統領選挙においてはトランプ氏が当選し、第2期目として米国第一主義を推進するために、関税政策の大幅な変更と、これを交渉材料にした外交政策が進められ、世界情勢を一変させました。

特に、従来からの友好国との貿易関係について、米国の貿易赤字を減少させることを各国に要求することで、冷戦終了後の世界の政治情勢そのものを根底から覆すこともあり得ることを予感させられました。

関税政策変更の影響の大きさから、為替や金利の変動幅が大きくなり、これに伴って株式市場も変動をきたしました。関税が大幅に上がることで、米国物価が一層上昇するとの予想もあって、比較的順調に推移してきた米国経済の先行きも、憂慮すべき事象が増加し、消費の先行きにも影を落とす可能性が出てきました。

当連結会計年度の前半は、米国景気が好調を維持し、米国の株価が高止まり傾向となり、ドル円の為替レートは円安方向に振れました。国内の株価も高止まり傾向で、物価上昇が続きましたので、日本銀行はこれまでの金融政策の方針を変更し、2024年3月にマイナス金利政策を終了させ、政策金利を引き上げました。年度末近くになって上記の経済情勢から円高方向に振れ、物価動向も見通しが難しくなりました。米国の関税政策によっては、日本経済が大幅な景気後退に襲われる可能性も出てきた点が、今後の懸案事項と考えております。

当社グループ製品の主要なビジネス分野であるLGD（Laboratory Grown Diamond：人工宝石）市場は、当連結会計年度においても引き続き規模が拡大しております。米国ではLGDのダイヤモンド宝石市場におけるシェアが50%を超えているとの報道もあり、いよいよ本格的なLGD市場形成が進むと見られます。

しかし、2023年3月期終盤から、特に小型宝石の供給過剰が発生し、そのことによってLGDの価格の下落傾向が大きくなり、その影響は天然ダイヤモンドの価格下落をもたらしました。LGDの価格が同じグレードの天然ダイヤモンドの価格の15%程度といった低価格で取引される事例が見られるなど、LGDの大幅な価格下落によって採算割れを起こしたと見られる一部の企業は倒産などの事業撤退に追い込まれ、一部は生産工場の操業を停止する事態になりました。特に小型宝石を中心に製造していた企業は、困難な状態が顕著に現れています。大手企業も例外ではなくその米国LGD工場の操業停止や、欧州企業の債務整理開始、といったニュースが飛び込んできました。多くのLGD製造企業が集積しているインド・スラット市や、イスラエルでも有力企業の倒産が発生しました。

また、LGDメーカーが種結晶を自家生産する動きがさらに拡大し、インド及び中国の種結晶メーカーが、安価で大型の種結晶を供給し始めております。このような情勢から、種結晶価格は低位のまま推移いたしましたので、当社グループの種結晶の一部について収益性が悪化しました。また、小型宝石から高価な大型宝石へ軸足を移す動きが顕著となり、求められる種結晶のサイズは12x12mm以上の割合が大幅に増加しております。特に、15x15mm種結晶の需要が大幅に増加し、当社グループとしてもその生産体制を強化しております。

こうした状況下、当社グループは、2024年11月28日に公表いたしました「2025年3月期中間期決算説明資料」及び2025年2月21日に公表いたしました「2025年3月期第3四半期決算説明資料」で示しましたとおり、<EDPは変わります>と宣言し、種結晶偏重のビジネス形態からの離脱をテーマに、抜本的な事業構造改革に取り組んでまいりました。具体的には、種結晶偏重という事業構造から脱却し、LGD分野では、種結晶から宝石までの関連製品を取り扱うこととしました。また、デバイス分野への取り組みでは、とりわけ大型ウエハの実用化に向けた開発体制を強化しました。

当社グループは既に公表しましたとおり、2024年1月にエス・エフ・ディー株式会社（以下、「SFD」という。）を設立し、宝石の製造・販売企業としての事業開始準備をすすめ、各種の宝石の試作を行いました。また、SFD India Private Limited（以下、「SFD India」という。）をインド・スラット市に設立し、業務を遂行するための体制を整えてきました。

当社グループでは宝石製作の原料となる原石製作について、当連結会計年度において鋭意取り組んでまいりました。その結果、当社グループの保有する大型単結晶を利用した高品質の原石生産が可能となりました。これらの原石を宝石に加工した結果からも、有効性が確認されました。

SFDは既に当社で生産した原石を購入し、これを海外の委託先において加工し、宝石としての完成品を保有しております。また、当面販売するために市場から宝石購入したものを、在庫の一部として保有し、ごく一部の宝石は国内で販売を行いました。

また、当連結会計年度においては、世界各国でダイヤモンドデバイスの開発が活発化し、各国が競ってこの開発に資金を投入する状況になりました。基板等の売上は2024年3月期に大幅に売上が増加いたしました。当連結会計年度においても増加傾向は変わりませんでした。また、デバイス開発を軌道に乗せるための2インチウエハの実用化に結び付き、30x30mm単結晶の開発を進め、2025年2月13日に当該サイズの基板の製品発売をいたしました。活発化している量子デバイス向けの低窒素(111)基板も発売し、エピタキシャル基板についても各ユーザーの要望に沿う形で多種類の構造を出荷できるようになりました。

このように、ダイヤモンドデバイス開発の進展を受けて、いよいよ本格的にダイヤモンドデバイスに向けた素材の市場が形成される時期が近づいており、当社グループは大型ウエハの実用化までの技術ロードマップを「2025年3月期中間期決算説明資料」及び「2025年3月期第3四半期決算説明資料」に開示し、当該技術ロードマップに沿った開発を進めております。半導体デバイスの製造プロセスを利用するためには、2インチウエハ(直径50mmの円盤状)より大型のウエハを使用することが必要です。この実現のためには、25x25mm以上の単結晶を4個接合したモザイク結晶(50x50mm以上の面積)を開発する必要があります。2025年2月13日に発売した、30x30mm単結晶が、その開発のキーとなる素材で、2025年12月末を2インチウエハの開発期限の目標として、取り組んでまいります。2インチウエハの実現のために、単に素材製作だけでなく研磨技術や成長装置の大面積化についても並行して開発に取り組んでおります。2インチ以上のウエハを使ったデバイスの量産に向けて、生産体制を整備して、ユーザーのニーズに適合したウエハを商品化していくことが重要となっており、これらに対する開発投資も行いました。

以上のような宝石の製品化や、大型ウエハの実用化に向けて、生産ならびに開発設備投資が必要と判断し、2024年9月に新株予約権による資金調達を開始いたしました。当連結会計年度末までに、853,014千円を調達いたしました。さらに、新たに銀行融資により、事業構造改革、開発投資を進めるための資金を厚めに手当ていたしました。一部の設備につきましては、当連結会計年度に購入を開始しましたが、引き続き宝石やウエハの生産体制の確立に向けて投資を行っていく計画です。

2024年3月期において当社は市況の急激な変化から、種結晶や素材の在庫が膨らんでおりました。当連結会計年度においては、種結晶の価格下落の影響もあって、利益率が大幅に低下しました。さらに在庫の製品や素材は、在庫評価損を計上しましたので、大幅な損失が発生しました。

また、当連結会計年度においては、事業環境の変化を考慮し、当社グループの固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額として減損損失1,300,371千円を計上いたしました。

上記から、当連結会計年度の連結損益計算書上、大きな損失を計上することとなりましたが、キャッシュ・フローは資金調達が進んだこともあって堅調に推移しており、最終的には大幅なプラスとなっております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は902,729千円、営業損失は976,294千円、経常損失は989,231千円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,306,367千円となりました。

また、当連結会計年度の製品種別売上高は、種結晶が531,811千円、基板及びウエハは329,712千円、光学部品及びヒートシンクは14,688千円、工具素材は26,162千円、宝石は355千円となりました。

なお、当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 財政状態の状況

### (資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,721,889千円となりました。その主な内訳は、現金及び預金が1,441,911千円、商品及び製品が383,532千円、仕掛品が600,691千円となっております。固定資産は1,655,877千円となりました。その主な内訳は、有形固定資産が1,551,463千円となっております。

この結果、総資産は4,377,766千円となりました。

### (負債)

当連結会計年度末における流動負債は354,000千円となりました。その主な内訳は、1年内返済予定の長期借入金金が155,700千円、未払金が85,640千円となっております。固定負債は604,896千円となりました。その主な内訳は、長期借入金金が470,180千円、資産除去債務が104,394千円となっております。

この結果、負債合計は958,897千円となりました。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は3,418,869千円となりました。その主な内訳は、資本金が1,936,735千円、資本剰余金が2,466,335千円、利益剰余金が983,645千円となっております。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は1,441,911千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は516,715千円となりました。主な獲得要因として減価償却費が459,336千円、減損損失が1,300,371千円あったものの、主な使用要因として税金等調整前当期純損失が2,291,460千円あったこと等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は77,962千円となりました。これは主に固定資産の取得による支出が45,786千円、非連結子会社株式の取得による支出が32,175千円あったことによるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果獲得した資金は1,249,065千円となりました。これは主に長期借入れによる収入が500,000千円、新株予約権の行使による株式の発行による収入が849,070千円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当連結会計年度における生産実績は以下のとおりであります。

生産高	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	前年同期比(%)
生産高合計(千円)	856,470	-

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 当社グループの売上高及び生産高は、ダイヤモンド単結晶の製造のための設備の規模(生産能力)に依存します。なお、当連結会計年度の当社の生産能力(カラットベース)は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
	(カラット)
生産能力	210,000

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

b. 受注実績

当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当連結会計年度における製品種類別の受注実績は以下のとおりであります。

製品種類	当連結会計年度 (自2024年4月1日至2025年3月31日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
種結晶	516,585	-	8,417	-
基板及びウエハ	310,154	-	7,005	-
光学部品及びヒートシンク	9,784	-	625	-
工具素材	26,893	-	1,210	-
宝石	355	-	-	-
合計	863,772	-	17,257	-

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

c. 販売実績

当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであります。当連結会計年度における製品種類別の販売実績は、以下のとおりであります。

製品種類	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	前年同期比(%)
種結晶(千円)(注)2.	531,811	-
基板及びウエハ(千円)	329,712	-
光学部品及びヒートシンク(千円)	14,688	-
工具素材(千円)	26,162	-
宝石(千円)	355	-
合計(千円)	902,729	-

(注)1. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
CBC株式会社	319,378	35.4
本田技研工業株式会社	113,197	12.5

2. 当社グループは、大型のダイヤモンド単結晶を大量に製造することができますが、当社グループの主要な製品である種結晶について、人工宝石市場における種結晶の大型化のニーズが増大しております。なお、当連結会計年度におけるサイズ別の種結晶の出荷割合(出荷個数ベース)は以下のとおりであります。

種結晶サイズ	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
	割合(%)
7x7mm以下	0.4
8x8mm~9x9mm	26.3
10x10mm~11x11mm	38.2
12x12mm以上	35.1

3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

また、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

a. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要のうち主なものは、ダイヤモンド単結晶の製造のための設備投資、研究開発費、人件費等の営業費用であります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社グループは、日常の運転資金については自己資金で賄い、自己資金では賄えない設備投資資金等については金融機関からの長期借入で賄うとともに、資本での調達を検討することとしております。

なお、当連結会計年度末における借入金の残高は625,880千円であり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,441,911千円であります。

c. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するための成長性を判断する客観的な指標として、売上高成長率、経常利益率、ROE、自己資本比率を重視しております。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については、記載しておりません。

当連結会計年度における売上高成長率は、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については、記載しておりません。

売上高成長率は、当社グループの成長性や事業進捗のペースを表す指標として、重視しております。

当社グループの事業進捗において、設備投資及び研究開発活動が重要ですが、設備投資及び研究開発活動の結果が売上高に結びつくことが必要であるため、売上高成長率の確保に努めてまいります。

当連結会計年度における経常利益率は、109.6%となっております。

経常利益率は、当社グループの売上高に対する収益性を表す指標として、重視しております。

当社グループの事業進捗及び競争優位性の確保にとって、設備投資及び研究開発活動が重要ですが、そのための長期的な資金として自己資金を継続的に確保することが必要であるため、一定の経常利益率の確保に努めてまいります。

当連結会計年度におけるROEは、67.5%となっております。

ROEは、当社グループの投下資本に対する収益性を表す指標として、重視しております。

また、研究開発活動により、ダイヤモンド単結晶の新たな用途を開拓することにより事業領域の拡大を図ってまいります。具体的には、大型単結晶の開発、ダイヤモンド半導体デバイス開発に必要な素材の開発や光学部品として必要な高品質結晶の開発を推進してまいります。

当連結会計年度の自己資本比率は、78.0%となっております。

当社グループの事業進捗にとって設備投資は重要ですが、財務の健全性を保つためには、自己資本比率を50%以上に保ちたいと考えております。過度な借入を行うことがないように、キャッシュ・フローにも注意を払っております。

## 5【重要な契約等】

当連結会計年度末現在における重要な契約等は以下のとおりであります。

### (1) 特許実施権許諾契約

契約締結先	契約締結年月日	契約期間	契約の名称	主な内容
国立研究開発法人産業技術総合研究所 株式会社AIST Solutions (注1)	2020年5月1日 2023年12月21日	2026年10月31日まで	特許実施権許諾契約 及び変更契約	当社の製造技術に係る産総研特許の独占実施権契約及び変更契約。全部で内外の15件の特許について、独占実施権を当社に付与する。

- (注) 1. 契約締結先は、2015年に「独立行政法人産業技術総合研究所」から「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に名称が変更されております。
- また、産総研においては、現在、株式会社AIST Solutionsが産総研の保有する特許の再実施許諾権付通常実施権を有しており、2023年6月27日に産総研と当社との契約に関し、産総研の契約上の地位を株式会社AIST Solutionsへ移転する覚書を締結していることから、変更契約については、当社と株式会社AIST Solutionsの間の契約になっております。
2. 上記の契約による独占的実施権の許諾期間満了後は、非独占的通常実施権が特許の存続満了日まで付与されることとなっております。
3. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもって株式会社AIST Solutionsが当社に解約を申し入れることができることとなっております。
- (株式会社AIST Solutionsからの解約事由)
- 当社が上記の契約に基づく特許実施権許諾の対価を支払わない時、又はそれらの支払いを著しく遅延した時  
当社が、上記の契約に定める当社製品の販売状況に関する報告書の提出を著しく遅滞した時、又は帳簿の閲覧に正当な理由なく応じない時  
当社が上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時  
当社が、直接間接を問わず、本契約に定める特許の有効性について争った時  
当社が、本契約の履行について虚偽の報告その他不法行為をした時
4. 上記の契約は、以下の事由に該当する時は、書面による通知をもって当社が産総研及び株式会社AIST Solutionsに解約を申し入れることができることとなっております。
- (当社からの解約事由)
- 株式会社AIST Solutionsが上記の契約に定める秘密保持義務を怠った時  
本契約に定める特許の全部について拒絶すべき旨の査定もしくは拒絶をすべき旨の審決又は特許を無効にするべき旨の審決が確定した時
5. 上記の契約上の義務を履行しない場合には、15日以上期間を定め当該義務の履行に関する催告をし、当該期間内に相手方による履行がなされない時は、書面による通知をもって、株式会社AIST Solutions又は当社が相手方に対し解約を申し入れることができることとなっております。
6. 上記の契約に定める特許権の概要及び存続期間満了日は、以下のとおりであります。

特許権の名称	対象国	出願 または 登録	出願番号または出願年月日 登録番号または登録年月日	存続期間満了日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	日本	登録	特許第4919300号 2012年2月10日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	米国	登録	米国特許9410241号 2016年8月9日	2027年8月31日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	日本	登録	特許第4873467号 2011年12月2日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	独国	登録	独国特許第2048267号 2013年11月20日	2026年7月27日
オフ角を有する単結晶基板の製造方法	仏国	登録	仏国特許第2048267号 2013年11月20日	2026年7月27日

オフ角を有する単結晶基板の製造方法	英国	登録	英国特許第2048267号 2013年11月20日	2026年7月27日
大面積ダイヤモンド結晶基板及びその製造方法	日本	登録	特許第4849691号 2011年10月28日	2028年12月25日
大面積ダイヤモンド結晶基板及びその製造方法	米国	登録	特許第8940266号 2015年1月27日	2028年12月25日
モザイク状ダイヤモンドの製造方法	日本	登録	特許第5621994号 2014年10月3日	2030年12月15日
モザイク状ダイヤモンドの製造方法	英国	登録	英国特許第2488498号 2017年11月22日	2030年12月15日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	独国	登録	独国特許第2058419号 2016年8月9日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	仏国	登録	仏国特許第2058419号 2016年4月2日	2027年8月31日
ダイヤモンドの表面層又は成長層の分離方法	英国	登録	英国特許第2058419号 2016年4月2日	2027年8月31日
単結晶の製造方法	日本	登録	特許第4613314号 2010年10月29日	2025年5月26日
単結晶の製造方法	米国	登録	米国特許7736435号 2010年6月15日	2025年5月26日

(2) 賃貸借契約及び借地権設定契約

契約締結先	契約締結年月日	契約期間	契約の名称	主な内容
株式会社イマス	2014年10月14日	2015年2月1日から 2020年1月31日まで (注1)	建物賃貸借契約書	当社の横江工場として使用する建物の賃借
小西ますみ 小西税 小西敦	2021年12月21日	2021年12月23日から 2023年12月22日まで (注2)	事業用建物賃貸借契約書	当社の開発部の拠点として使用する建物の賃借
有限会社KND	2022年3月22日	2022年5月20日から 30年間 (注3)	事業用定期転借地権設定契約書	当社の島工場用地として使用する土地の事業用定期転借地権の設定

- (注) 1. 契約期間満了6ヶ月前までに、当社及び契約締結先双方より相手方に対し、書面による別段の申し出がない場合は、本契約は自動的に3年間更新されることとなっております。なお、本契約期間内に契約締結先の正当な理由及び当社の都合により本契約を解約する場合、当社及び契約締結先双方ともに6ヶ月前までに相手方に対し、書面にて通告することが必要であります。
2. 当社及び契約締結先の協議により、本契約を更新することができることとなっております。ただし、契約締結先が当社に対して、契約期間満了の6ヶ月前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特段の意思表示をした場合は、この限りではありません。また、本契約期間内であっても、当社が契約締結先に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができます。
3. 当社及び契約締結先は、本契約期間中に本契約を解約することはできないこととなっております。ただし、当社は、本契約期間中であっても、やむを得ない事情により、本契約を解約する場合は、6ヶ月前までに契約締結先に対して書面で通知することにより、通知後6ヶ月を経過後に本契約を解約することができます。

## 6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、( )生産技術に関する研究開発、( )新製品に関する研究開発、( )製造装置及び方法に関する研究開発の3つのカテゴリーにおいて、優先順位を考慮して実施しております。

開発テーマは開発審査会を経て選定され、年度計画の下で開発作業を行っています。また、半期単位で開発報告会を開催して、進捗状況を社内に周知しています。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、268,670千円であります。当連結会計年度の第3四半期連結会計期間から、生産部においても開発活動の一部を担う体制ができ、研究開発費は大幅に増加いたしました。

研究開発活動の結果、当連結会計年度において、 宝石原石の成長条件の開発、 大型単結晶の開発、 研磨速度の高速化、 について成果がありました。

研究開発活動の結果の具体的な内容は、以下に示すとおりです。

なお、当社グループは、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 生産技術に関する研究開発

当連結会計年度においては、原石の生産に関する開発を実施してまいりました。当社グループは以前から原石成長条件の確立のための基礎的な検討を行ってまいりましたが、実際に原石を作製し、これから宝石を製作し、そのカラーなどの評価を実施しました。成長条件による宝石のカラーへの影響は、反応ガス組成、ガス圧力、マイクロ波パワー、成長温度、等の多岐に渡るパラメーターの影響を把握し、宝石として販売可能なGカラー以上のグレードの宝石を安定的に生産できる条件を開発しました。その条件で作製した原石を、SFDに販売し、SFDは宝石を試作して、このようなグレードの宝石が製作できることを実証しました。

SFDの宝石ビジネスを軌道に乗せるには、一定量以上の宝石を生産することが必要となります。このために、原石を生産するための種結晶サイズを成長装置ごとに決定し、実際にその生産を行うことで歩留や異常事態の発生について検証しました。これらの活動を行ったことで、当社グループの原石生産は順調に実施できるようになりました。

### (2) 新製品に関する研究開発

当社グループが想定している新製品は、応用分野によって分かれており、以下のとおりであります。

ダイヤモンド半導体デバイス開発等に必要素材の開発

#### a. ウエハの開発

ダイヤモンド半導体デバイス等の製作において必須の素材であり、2インチウエハの実用化を目指しています。当社グループは2024年11月に大型ウエハ開発のロードマップを開示しました。そこには以下のような順序で開発を行うことを表明しました。

25x25mm以上の単結晶開発

1インチウエハの開発

4個の25x25mm単結晶の接続によって、2インチモザイクウエハの開発

50x50mm単結晶の開発

5個の50x50mm単結晶の接続によって、4インチウエハの開発

このロードマップの は2025年2月に到達する計画としましたが、2025年2月13日に30x30mm単結晶の実用化を開示することができ、この期限を守ることに成功しました。この大型単結晶の開発は、地道な単結晶の大型化を進めてきた成果であり、世界最大の単結晶を開発した成果として各方面から注目を浴びました。

1インチウエハは、この大型単結晶を切断することで製作できますが、表面状態やエッジの処理等の付帯的な加工技術が必要で、当連結決算年度には実用化できませんでした。

#### b. 各種エピタキシャル基板の開発

現在開発が進められているダイヤモンドデバイスは、パワーデバイス、耐放射線デバイスから量子デバイスまで多岐に渡っています。各開発においては特性の異なったダイヤモンドが要求されます。特に、ダイヤモンド単結晶基板上に不純物原子をドーピングしたり、高純度の薄い膜を形成した、エピタキシャル基板が必要な場合があります。開発するデバイスによって異なる要求に応えるため、当社グループは以前からB(ボロン)をドーピングするエピタキシャル成長技術を開発し、低濃度及び高濃度のエピ成長基板を販売してきました。

近年、デバイスの構成上、層間の絶縁特性を従前以上に要求される場合があり、N(窒素)をドーピングしたエピタキシャル層を新たに製品に加えしました。このNドーピング層と、何も不純物が無いノンドープ層を、低抵抗Bドーピング基板上に形成することについても依頼が多数あり、このような構造のエピ基板も出荷しております。

この様に多様なユーザーからの要求に対応するには、当社グループのエピ成長装置が不足していることが判明しましたので、装置を増強すべく、生産部においてこのための装置改造に着手しました。2025年8月にはこの設備が整い、生産能力が従来の2倍に増強できる見込みです。

c. 当社グループが出荷できる各種の基板

既に発売して来た各種の基板、エビ成長基板をまとめると、当社グループは以下の表のようなラインナップを持っております。非常に多種類の製品を実用化しておりますが、ユーザーからの要求に応じて更なる開発を継続しております。

開発分野	製品名	内容
基礎研究用基板	小型単結晶基板	3x3~9x9mm基板
	大型単結晶基板	10x10~30x30mm単結晶
	オフ角基板	基準面から0~5°した傾斜基板
横型デバイス用基板	高品質基板	低FWHMの欠陥が少ない基板
	低B濃度エビ基板	高移動度p <sup>+</sup> エビ層付き基板
パワーデバイス用基板	低抵抗基板	高B濃度p <sup>+</sup> 自立基板 (<13x13mm)
	高B濃度エビ基板	高B濃度p <sup>+</sup> エビ層付き基板 (<18x18mm)
量子デバイス用基板	(111)基板	窒素濃度<8ppm
	低N濃度(111)基板	窒素濃度<0.5ppm
	高N濃度基板	窒素濃度10~20ppm
各種エビ層	p <sup>-</sup> /p <sup>+</sup>	低Bエビ層/高Bドープ基板
	i層/Nドープ基板	Nドープエビ層/Nドープ基板
量産テスト用ウエハ	ハーフィンチウエハ	12.5mmΦ x0.25mm
	1インチウエハ	25mmΦ x0.3mm (近日中商品化)
	モザイク基板	38x38mm以下の正方形もしくは丸形

光学部品として必要な高品質結晶の開発

ダイヤモンドは、熱伝導率が高く、熱膨張係数が小さいため、高エネルギービームの光学部品として適した材料です。また、X線を透過するのにも適しています。このような特性の組み合わせとして、強力なX線ビームを作り出す放射光施設で使う光学部品（特にモノクロメーターと呼ばれる部品）をダイヤモンド化することが、期待されています。

モノクロメーターに使用する結晶は、極限までの高品質とする必要があり、当社グループはこの結晶の開発を進めています。この用途の場合は、X線ロックンガカーブ半値幅（FWHM）が理想値である4.1arcsecに近いことが必要ですが、当社グループは既に10arcsec以下の単結晶が製作できることを確認しています。

(3) 製造装置及び方法に関する研究開発

2022年11月に稼働しました島工場に、産総研などとの共同研究の成果である、新型成長装置を導入しました。この装置によって、成長面積が拡大出来ることが判明しました。さらに成長面積を拡大して、4インチウエハの製造時にも利用できるように、成長装置内のホルダー等の部品について、検討を継続しています。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産（資産除去債務を除く。）及び無形固定資産、建設仮勘定への投資を含めて記載しております。

当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は63,926千円の設備投資（無形固定資産を含む）を行っております。

主な投資としては、ダイヤモンド単結晶の製造設備及び研究開発関連装置等への投資を実施しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械及び装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (大阪府豊中市)	事務所	6,076	-	- [655]	1,873	7,950	17(1)
横江工場 (大阪府茨木市)	生産関連設備 等	47,937	194,251	- [1,859]	1,838	244,027	24(3)
開発部の拠点 (大阪府茨木市)	研究開発機械 装置等	46,307	67,127	- [855]	956	114,392	5(-)
島工場 (大阪府茨木市)	生産関連設備 等	603,214	492,067	- [2,213]	4,706	1,099,989	21(7)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員は就業人員であり、また、( )は、嘱託社員及びパート並びに派遣社員の人員数を外書しております。

3. 建物の帳簿価額には、資産除去債務に相当する金額を含めておりません。

4. 帳簿価額のうち、「その他」は工具、器具及び備品であります。

5. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は当社が9,600千円、横江工場が17,400千円、開発部が7,800千円、島工場が24,000千円の合計58,800千円であります。なお、賃借している土地面積は[ ]で外書きしております。

6. 当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

7. 上記表に建設仮勘定は含まれておりません。

##### (2) 国内子会社

記載すべき重要な設備はありません。

##### (3) 在外子会社

記載すべき重要な設備はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 生産能力 増加率
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
開発部の拠点 (大阪府茨木 市)	ダイヤモンド研 磨機	50,690	-	自己資金 及び借入 金	2024年11 月	2025年5 月	- %
	ウエハ平坦測定 装置	20,045	-	自己資金 及び借入 金	2025年1 月	未定	- %
	ダイヤモンド研 磨機	18,639	-	自己資金 及び借入 金	2024年11 月	未定	- %
	機改造	13,000	-	自己資金 及び借入 金	2025年4 月	未定	- %
	排ガス処理装置	8,610	-	自己資金 及び借入 金	2024年10 月	未定	- %
	卓上型CMP実験 機	8,373	-	自己資金 及び借入 金	2024年10 月	未定	- %
	研磨機増設工事	4,650	-	自己資金 及び借入 金	2025年5 月	未定	- %
	大型DCインバー ターチャラー	3,419	-	自己資金 及び借入 金	2025年4 月	未定	- %

(注) 1. 完成後の生産能力増加率については、2025年3月31日現在における生産能力を基準として、当該設備投資の稼働後の生産能力の増加率を計算して記載しております。

2. 当社グループはダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,377,600	14,457,600	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	14,377,600	14,457,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年6月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第10回新株予約権

2018年6月7日定時株主総会決議(2018年6月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名(注)6.
新株予約権の数(個)	5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,500(注)1.7.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220(注)2.7.
新株予約権の行使期間	自 2020年7月2日 至 2025年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110(注)7.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について(注)5.に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会

社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役

イ. 当社又は当社子会社の従業員

ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名となっております。

7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2019年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名（注）6 .
新株予約権の数（個）	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 5,000（注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2021年7月2日 至 2026年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150（注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2019年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名（注）6.
新株予約権の数（個）	375
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 187,500（注）1.7.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2.7.
新株予約権の行使期間	自 2021年7月2日 至 2026年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150（注）7.
新株予約権の行使の条件	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4.

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5. に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社監査役1名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権

2019年6月18日定時株主総会決議（2020年3月31日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名（注）6 .
新株予約権の数（個）	13
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,500（注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2022年4月2日 至 2027年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150（注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権

2020年6月18日定時株主総会決議（2020年6月19日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名（注）6．
新株予約権の数（個）	330
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 165,000（注）1．7．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2．7．
新株予約権の行使期間	自 2022年7月2日 至 2027年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150（注）7．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の当社顧問就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社顧問1名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権

2020年6月18日定時株主総会決議（2021年4月20日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社従業員 10名（注）6 .
新株予約権の数（個）	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 8,000（注）1 . 7 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300（注）2 . 7 .
新株予約権の行使期間	自 2023年5月2日 至 2028年5月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150（注）7 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5 . に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 . 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の権利行使による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員9名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第16回新株予約権

2021年6月17日定時株主総会決議（2021年6月18日取締役会決議）

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名（注）6．
新株予約権の数（個）	430
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 215,000（注）1．7．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	360（注）2．7．
新株予約権の行使期間	自 2023年7月2日 至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 360 資本組入額 180（注）7．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、500株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について（注）5．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4．組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - ト 新株予約権の行使の条件  
(注)3. に記載の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
(注)5. に記載の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
6. 付与対象者の当社顧問就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社顧問1名となっております。
7. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株、2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権（行使価額修正条項付）は、次のとおりであります。

第17回新株予約権

決議年月日	2024年8月19日
新株予約権の数（個）	10,800[10,000]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,080,000[1,000,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初行使価額930円（注）2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2024年9月6日 至 2027年9月3日
新株予約権の行使による株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）6
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

(注) 1．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権の特質等は以下のとおりであります。

- （1）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式2,300,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第（2）号乃至第（5）号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- （2）当社が第4項の規定に従って行使価額（第2項第（1）号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- （3）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- （4）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第4項第（2）号、第（4）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- （5）交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、第4項第（2）号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- （1）本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- （2）行使価額は、当初930円とする。ただし、行使価額は、第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。

3．行使価額の修正

- （1）2024年9月6日以降、第10項第（1）号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が651円（ただし、第4項第（1）号乃至第（5）号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第10項第(2)号に定める払込の際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度(以下「株式報酬制度」という。)に基づき交付される場合には、当該交付の結果、( )本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び( )本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度(以下「ストックオプション制度」という。)に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号において同じ。)の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、( )本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び( )本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の1%を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が1%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第（3）号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第15項第（2）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第（2）号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本項第（2）号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号又は第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第（2）号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（本項第（2）号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付さ

れる金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第（2）号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、（ ）（本項第（2）号 においては）当該行使価額の調整前に、本項第（2）号又は第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また（ ）（本項第（2）号 においては）当該行使価額の調整前に、本項第（2）号又は第（4）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- （4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- （5）本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第3項第（1）号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- （6）本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 5. 新株予約権の行使可能期間

2024年9月6日から2027年9月3日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第12項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

#### 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7. 新株予約権の取得条項

- （1）当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- （2）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- （3）当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- （4）本項第（1）号及び第（2）号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

8. 各新株予約権の払込金額  
本新株予約権 1 個あたり420円
9. 新株予約権の払込総額  
9,660,000円とする。
10. 新株予約権の行使請求及び払込の方法
  - (1) 本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第14項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。
  - (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
11. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
12. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）
13. 新株予約権の行使請求受付場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
14. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社三菱UFJ銀行 茨木駅前支店
15. 新株予約権行使の効力発生時期等
  - (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第13項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
16. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い  
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
17. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第2項記載のとおりとした。
18. その他
  - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
19. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容  
当社と割当先である野村證券株式会社は、本新株予約権に係る買取契約を締結し、以下の内容について合意している。
  - (1) 割当先による行使制限措置  
当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（ただし、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせない。  
割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
  - (2) 割当先による本新株予約権の譲渡制限  
割当先は、当社との間で締結した買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。その場合には、割当先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で本項（1）及び の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとする。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。
  - (3) 当社による停止指定

当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、2024年9月6日から2027年8月3日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができる。停止指定を行う場合には、当社は、2024年9月4日から2027年7月30日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知する。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとする。

なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。

停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示する。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第17回新株予約権

	中間会計期間 (2024年10月1日から 2025年3月31日まで)	第16期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	10,900	12,200
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,090,000	1,220,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	683.01	694.99
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	744,480	847,890
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	12,200
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,220,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	694.99
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	847,890

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年12月25日 (注)1	1,482	20,235	133,560	367,800	133,200	336,410
2021年2月26日 (注)2	1,218	21,453	109,620	477,420	109,620	446,030
2021年4月30日 (注)3	15	21,468	750	478,170	750	446,780
2021年11月18日 (注)4	2,125,332	2,146,800	-	478,170	-	446,780
2022年1月29日 (注)5	34,000	2,180,800	17,000	495,170	17,000	463,780
2022年4月1日～ 2022年6月30日 (注)6	4,500	2,185,300	2,250	497,420	2,250	466,030
2022年6月24日 (注)7	360,000	2,545,300	828,000	1,325,420	828,000	1,294,030
2022年7月27日 (注)8	64,300	2,609,600	147,890	1,473,310	147,890	1,441,920
2022年7月1日～ 2023年3月31日 (注)9	14,900	2,624,500	10,505	1,483,815	10,505	1,452,425
2023年4月1日 (注)10	10,498,000	13,122,500	-	1,483,815	-	1,452,425
2023年7月10日 (注)11	12,900	13,135,400	15,744	1,499,559	15,744	1,468,169
2024年4月1日～ 2024年6月30日 (注)12	3,000	13,138,400	330	1,499,889	330	1,468,499
2024年7月17日 (注)13	17,200	13,155,600	10,079	1,509,968	10,079	1,478,578
2024年7月1日～ 2025年3月31日 (注)14	1,222,000	14,377,600	426,767	1,936,735	426,767	1,905,345

(注)1. 有償第三者割当

割当先 CBC株式会社  
深見電機株式会社  
株式会社槌屋  
SMBCベンチャーキャピタル6号投資事業有限責任組合

発行価格 180,000円

資本組入額 90,121円

2. 有償第三者割当

割当先 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行)  
名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合  
竹内工業株式会社

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

3. 新株予約権の行使(権利行使者2名)による増加であります。

4. 普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

5. 新株予約権の行使(権利行使者3名)による増加であります。

6. 新株予約権の行使(権利行使者3名)による増加であります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)の払込により増加しております。

発行価格 5,000円

引受価格 4,600円 資本組入額 2,300円

8. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 SMBC日興証券株式会社

発行価格 5,000円  
資本組入額 2,300円

9. 新株予約権の行使（権利行使者6名）による増加であります。
10. 普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
11. 2023年7月10日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。  
割当先 当社取締役 5名（うち社外取締役 2名）  
発行価格 2,441円  
資本組入額 1,220.5円
12. 新株予約権の行使（権利行使者2名）による増加であります。
13. 2024年7月17日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。  
発行価格 1,172円  
資本組入額 586円  
割当先 当社取締役 5名（うち社外取締役 2名）
14. 新株予約権の行使（権利行使者4名）による増加であります。
15. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が80千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ26,208千円増加しております。

（5）【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	30	94	24	46	12,750	12,948	-
所有株式数（単元）	-	3,124	7,255	31,805	6,324	352	94,691	143,551	22,500
所有株式数の割合（%）	-	2.18	5.05	22.16	4.41	0.25	65.96	100.00	-

（注）自己株式411株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
藤森直治	大阪府箕面市	1,056	7.35
竹内工業株式会社	名古屋市中川区清川町1-1	911	6.34
Cornes & Company Limited (常任代理人 SMBC日興証券株式会 社)	10/F, Fairmont House, 8 CottonTree Drive Central, Hong Kong (東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸 の内ビルディング)	535	3.72
CBC株式会社	東京都中央区月島2-15-13	444	3.09
株式会社槌屋	名古屋市中区上前津2-9-29	408	2.84
旭ダイヤモンド工業株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1	400	2.78
加茂睦和	茨城県土浦市	300	2.09
三星ダイヤモンド工業株式会社	大阪府摂津市香露園32-12	300	2.09
株式会社SBI新生銀行	東京都中央区日本橋室町2-4-3	277	1.93
北城恪太郎	横浜市青葉区	271	1.88
計	-	4,903	34.11

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,354,700	143,547	権利内容に何ら限定のない当社における普通株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 22,500	-	-
発行済株式総数	14,377,600	-	-
総株主の議決権	-	143,547	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、すべて当社保有の自己株式であります。  
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式11株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イーディーピー	大阪府豊中市上新田四丁 目6番3号	400	-	400	0.00
計	-	400	-	400	0.00

- (注) 上記自己保有株式には、単元未満株式11株は含まれておりません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	26	28
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	411	-	411	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、内部留保の充実を勘案して配当決定を行うことを基本方針としております。しかし、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しているため、当社設立以来現在に至るまで剰余金の配当を実施しておりません。

現在におきましても、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施していくとともに、事業拡大のための人材確保等を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への剰余金の配当について検討してまいります。

将来的に剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は取締役会であります。

また、取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

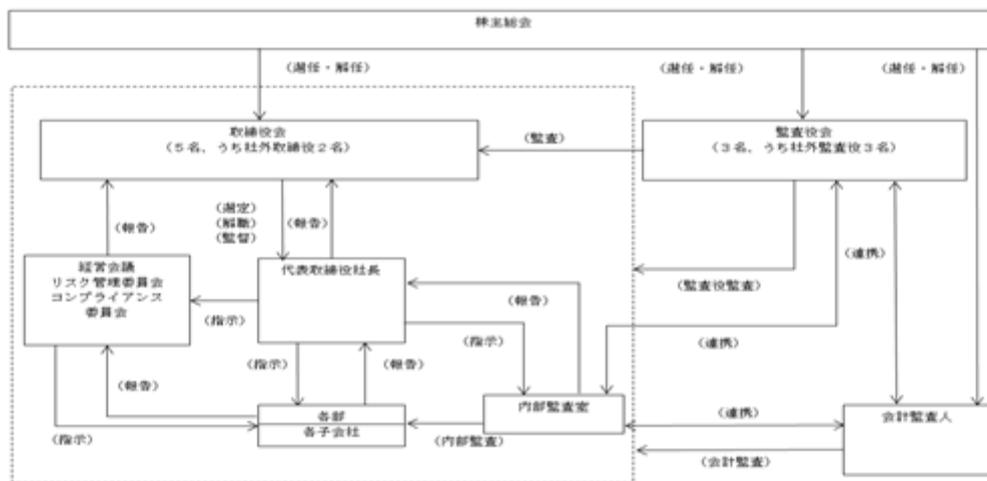
当社は、平板状ダイヤモンドを製造・販売する企業として、優れた物性を持つダイヤモンドを広く応用できるようにすることで、社会の環境問題やエネルギー問題の解決の一端を担い、貢献することを通じて、「株主」、「役職員」、「社会」、「取引先」等の全てのステークホルダーから支持され続けるために、企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、意思決定の迅速化、経営の透明性・公正性を高めていく必要があると考えております。

そのために、内部統制システムの整備に注力するとともに、法令・定款の遵守、リスク管理強化、適時かつ公平な情報開示の徹底など、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実・向上を経営上の重要な課題であると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

企業統治の体制概要及びこの体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。監査役会設置会社を選択する理由は、業務執行と監査機能を分離することが、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保されると考えているためです。また監査役会の活動を通じて、当社を取り巻く事業環境の変化や、業務内容の多様化にスピーディーに対応し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることが可能になると考えているためであります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は、以下のとおりであります。



#### a. 取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長藤森直治とし、代表取締役社長を含む常勤取締役3名、社外取締役2名の計5名で構成されており、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

当社の取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。

#### b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、公認会計士・税理士の資格を有する1名を含む非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会については、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

また、監査役は当社の取締役会にも出席しており、取締役の業務執行の監督、監視を行っております。

会計監査人や内部監査室と綿密に連携を取りながら、継続して監査の質の向上を図ってまいります。

#### c. 経営会議

当社の経営会議は、議長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長にて構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社の経営会議は、原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。

当社の経営会議では、前月の経営状況解析、予算の制定、改訂等、投資及び融資、重要な契約、大口受注等の重要事項の審議をしております。

#### d. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長により構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社のリスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のリスク管理委員会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。

#### e. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、常勤監査役、各部長、内部監査室長により構成されております。

当社のコンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のコンプライアンス委員会では、発生したコンプライアンス上の問題点及び予想されるコンプライアンス上の問題点の対応等を審議しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### a. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

###### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社の取締役及び従業員（以下役職員と総称する）が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、職員やその他の当社を構成する人に対し、適切な研修体制を設ける。

ロ 当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。

当社は内部通報制度を整備し、当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、役職員は社内外に設置された通報窓口に通報することができる。窓口へ寄せられた情報は、当社代表取締役社長または各部署の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。

###### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

###### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 「リスク管理規程」において、当社のリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対し的確な管理・実践を行う。

ロ 当社のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスクを統括・管理する。リスク管理委員会は、当社のリスク状況について、取締役会に報告する。

ハ 各部及び個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は検討の進捗を委員会に報告する。

ニ 内部監査部門は、当社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

###### (d) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

###### (e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 当社は社内規程として、組織規程、職務権限行使基準等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

ロ 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せ開催する。

ハ 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体的な方針・戦略を立案・実行する。

###### (f) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社取締役会等への定期的な報告を行うとともに、当社監査役等による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社において、当社のリスク管理体制に準拠したリスク管理体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社の事業を取り巻く様々なリスクを把握し、適正に管理する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社のグループ経営管理に関する規程等に則り、子会社は職務権限行使基準等を策定し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社においてコンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制体制を構築及び運用させる。

(g) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人（以下「監査担当者」という。）を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は、監査役からの指示に基づく業務を実行中において、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

(h) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行わないものとする。

(i) 監査役 of 職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の代表取締役社長と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、業務遂行に係るリスクを的確に認識及び評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置を講ずるとともに、その損失を極小にすべく、リスク管理委員会を通じて、会社規程等の整備と検証及び見直し等を行うことにより、リスク管理の充実を図っております。

また、内部監査室による日常的な監査により、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を防止する体制としております。

c. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会の決議によって選任することとし、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとしております。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

f. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

h. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。）。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社並びに国内子会社（エス・エフ・ディー株式会社）の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

i. 剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

j. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第459条第1項各号の規定により、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

k. 取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を原則、毎月1回の定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	藤森 直治	16回	16回中16回に出席
代表取締役副社長兼総務部長	高岸 秀滋	16回	16回中16回に出席
常務取締役兼生産部長	林 雅志	16回	16回中16回に出席
取締役（社外）	北城 悟太郎	16回	16回中16回に出席
取締役（社外）	光田 好孝	16回	16回中16回に出席

（注）上表の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

取締役会における具体的な検討内容として、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を行うとともに、経営に関する諸問題の討議を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	藤森 直 治	1949年7 月3日生	1975年4月 住友電気工業株式会社入社 2003年4月 独立行政法人産業技術総合研究所 (現国立研究開発法人産業技術総合 研究所)入所 2009年9月 当社設立 当社取締役 2010年4月 国立大学法人東京大学生産技術研 究所顧問研究員 2010年5月 一般社団法人ニューダイヤモンド フォーラム顧問(現任) 2010年5月 当社代表取締役社長(現任) 2012年4月 独立行政法人産業技術総合研究所 (現国立研究開発法人産業技術総合 研究所) 名誉リサーチャー(現任) 2024年1月 エス・エフ・ディー株式会社代表取 締役社長(現任) 2024年7月 SFD India Private Limited 取締 役(現任) 2025年3月 SFD Antwep BV 取締役(現任)	(注)3	1,056,900
代表取締役副 社長兼 総務部長	高岸 秀 滋	1950年11 月23日生	1974年4月 東レ株式会社入社 2002年5月 東洋コミュニティ株式会社 リ フォーム部長 2008年11月 医療法人快生会事務局長(出向) 2011年5月 当社入社 総務部長 2015年6月 当社取締役兼総務部長 2017年5月 当社常務取締役兼総務部長 2022年6月 当社専務取締役兼総務部長 2023年6月 当社代表取締役副社長兼総務部長 (現任)	(注)3	56,500
常務取締役兼 生産部長	林 雅志	1959年7 月10日生	1985年4月 日本ペイント株式会社入社 2013年4月 同社生産技術部長 2019年10月 当社入社 2020年2月 当社製造部長 2020年4月 当社生産部長 2020年6月 当社取締役兼生産部長 2022年6月 当社常務取締役兼生産部長(現任)	(注)3	7,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	光田 好孝	1959年11月1日生	1993年7月 東京大学生産技術研究所助教授 2002年7月 文部科学省高等教育局高等教育企画課専門官 2005年6月 国立大学法人東京大学生産技術研究所教授 2009年4月 同大学総長特任補佐(財務担当) 同大学生産技術研究所副所長 2014年5月 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム会長 2020年4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授 2020年6月 国立大学法人東京大学名誉教授 2022年6月 株式会社UACJ社外取締役(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任) 2025年4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部特任教授(現任)	(注)3	1,000
取締役	榎 徳子	1964年8月17日生	1988年4月 中部日本放送株式会社入社 1991年4月 株式会社テレビ東京入社 2008年2月 株式会社エムシーストラテジー設立 代表取締役(現任) 2022年6月 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役(現任) 2025年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	岡田 宗久	1958年4月12日生	1981年4月 住友金属工業株式会社(現日本製鉄株式会社)入社 2005年7月 住友チタニウム株式会社(現株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ)転籍 2015年6月 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ常勤監査役 2019年7月 公益財団法人黒川古文化研究所入社 2021年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	大松 信貴	1970年7月24日生	1996年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2016年7月 金融庁公認会計士・監査審査会公認会計士監査検察官 2020年8月 大松公認会計士事務所所長(現任) 2021年2月 川上塗料株式会社社外監査役(現任) 2021年6月 株式会社エスティック社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 株式会社タケウチ建設社外監査役(現任) 2023年6月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	大塚 仁	1958年12月4日生	1983年4月 株式会社東京芝浦電気(現株式会社東芝)入社 2008年6月 Toshiba Electronics Europe GmbH (TEE) 代表取締役社長 2011年6月 Toshiba America Electronic Components Inc 代表取締役社長 2015年10月 株式会社東芝 執行役常務 内部監査部長 2020年6月 株式会社東芝 執行役常務 取締役会監査委員会室長 2025年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					1,121,600

- (注) 1. 取締役光田好孝及び槇徳子は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田宗久、大松信貴及び大塚仁は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役岡田宗久、大塚仁の任期は2025年6月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役大松信貴の任期は2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社は、管理体制の強化・効率化を目指し経営層を厚くするため、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、執行役員・営業部長の中西正及び執行役員・開発部長の古橋匡幸になります。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役光田好孝氏は、ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験を有しております。同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に直接関与されたことはありませんが、当社の研究開発へ客観的視点から有益な助言を行っていただくとともに、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、当社の社外取締役に選任しております。

同氏は、当社株式を1,000株保有しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の槇徳子氏は、株式会社エムシーストラテジーの代表取締役の経歴や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識を豊富に有していることから、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言及び取締役の職務執行の監督に適していると判断し、当社の社外取締役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の岡田宗久氏は、上場企業での常勤監査役業務経験と監査役の職責を果たすための幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大松信貴氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有し、加えて上場企業の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての経験と監査役の職責を果たすための幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大塚仁氏は、上場企業の執行役や上場グループ企業の代表取締役社長並びに内部監査部長、取締役会監査委員会室長としての実績があることから、当社の業務執行の適法性を監査することができると判断し、当社の社外監査役に選任しております。

当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、一般株主との利益相反が生じることのないように東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしており、また、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割についての判断をしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会の監督機能を強化するため、毎月あるいは随時開催される取締役会に出席して、それぞれの専門的見地から必要に応じて意見を述べるとともに、監査役と情報交換を行い、取締役の業務執行を監督しております。

また、ビジネス状況や関連する学術情報を入手し、各役員との面談等の方法により、コミュニケーションを図っています。

社外監査役は、毎月あるいは随時開催される監査役会及び取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から必要に応じて意見を述べるほか、定期的に、会計監査人から会計監査に関する説明を受け、意見交換等を行っております。

また、各部門や内部監査室からの各種報告を受け、会計監査人との情報共有を図り、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役会の組織・人員・役割分担

監査役の主な業務と役割分担等は以下のとおりです。

監査役は、常勤監査役（1名）と非常勤監査役（2名）の3名（3名とも社外監査役）であり、監査役3名で監査役会を構成しています。監査役の主要な業務と役割分担は下記のとおりです。

項目	概要	常勤	非常勤
取締役の職務執行監査	代表取締役との定期的会合	○	○
	上記を除く業務執行取締役及び執行役員・部長への往査・面談・聴取	○	
取締役会の監視・監査	意思決定・監督業務の履行状況の監視・検証	○	○
取締役会以外の重要会議の監視・監査	意思決定・監督業務の履行状況の監視・検証	○	
会計監査	計算書類等に関する会計監査人から報告を受けた監査の方法・結果の相当性、及び会計監査人の独立性等の判断・検証 監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）に関する協議等	○	○
内部統制システムに係る監査	会社法の内部統制に関し、取締役の職務執行監査や重要会議の監視等を通じた確認（内部監査室との連携含む）	○	
	金融商品取引法の財務報告内部統制に関し、会計監査人及び内部監査室からの報告内容の確認・検証	○	○
	重要書類（稟議書等）の閲覧	○	
企業集団における監査	子会社の代表取締役及び部長との面談・聴取（内部統制システムの整備状況等の確認を含む。）	○	○

(注) : 常勤監査役が監査役会で適宜報告し、情報の共有を図っております。

b 監査役及び監査役会の主な活動状況

( ) 監査役会は月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計19回開催しました。当事業年度における監査役会及び取締役会への出席状況は下表のとおりです。

役職名	氏名	監査役会出席状況	取締役会出席状況
常勤監査役(社外)	岡田宗久	19回中19回に出席	16回中16回に出席
監査役(社外)	池見達穂	19回中19回に出席	16回中16回に出席
監査役(社外)	大松信貴	19回中19回に出席	16回中16回に出席

(注) 1. 監査役岡田宗久及び池見達穂並びに大松信貴は社外監査役であり、また、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

2. 監査役大松信貴は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 上表の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

( ) 監査役会では次のような決議、報告、協議を行っております。

決議事項	監査計画・職務分担、監査役会議長の選定、常勤監査役の選定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性判断、会計監査人を再任することの適否、会計監査人の報酬同意、監査役会監査報告、監査役会規則の改定、監査役監査基準の改定等
報告事項	取締役及び執行役員・部長の職務執行状況の監査結果、重要会議出席結果、重要な書類の閲覧結果等
協議事項	監査役の報酬

( ) 監査役会の具体的な検討内容

監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画及び職務分担等に則り、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、また、代表取締役との意見交換を実施するとともに、取締役等からその職務の執行状況の聴取、重要な書類の閲覧等の方法により監査を実施しております。

取締役会や執行部門に対し、必要に応じて監査役会としての意見を表明しております。

当事業年度においては、上記監査活動をより実効性のあるものとするために、インターネット等を経由した手段も活用しながら、監査役間の連携や三様監査（監査役監査、会計監査人監査、内部監査）の連携に、引き続き注力しました。そうした状況のもと、内部統制システムに係る監査に関しては、当社が当事業年度より連結決算に移行した点を踏まえ、「(3) 監査の状況 監査役監査の状況」に記載のとおり、子会社の代表取締役及び部長との面談・聴取を通じて、子会社における内部統制システムの整備状況を確認する等にも精力的に取り組みました。

( ) 監査役監査の主な環境整備

取締役会での監査役会活動の定例報告	毎月の取締役会で監査役会活動の特記事項等を報告（監査役監査への理解と協力を深める一環）
代表取締役との定期的会合	年4回の頻度で実施
会計監査人との連携	監査計画の説明や中間財務諸表の期中レビューの結果等の報告、監査上の主要な検討事項（KAM）の共有・協議、監査結果の報告の他にも、会計監査人による監査、監査役監査及び内部監査においてそれぞれが得た相互に有用な情報の交換・共有などを実施
内部監査室との連携	毎月1回の情報交換の実施、相互の監査結果の報告・情報共有などを実施

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室（内部監査責任者1名、内部監査担当者1名の計2名で構成されております。）が、年間の内部監査計画に従い、社内の全部門を対象として内部統制の有効性及び業務の遂行状況に関する内部監査を実施し、代表取締役社長に内部監査結果を報告しております。

また、内部監査の実効性を確保するための取組として、毎月1回、監査役と内部監査室で情報共有等を行っているほか、取締役会で内部監査結果を報告しており、さらに、四半期に1回の頻度で、会計監査人、監査役会、内部監査室で情報共有や相互の監査結果の報告等を行っております。指摘事項については、担当部門との協議により、改善策を講じるとともにその後の状況を確認し、内部監査の実効性を確保しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

6年間

c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 守谷 義広（指定有限責任社員 業務執行社員）  
公認会計士 仲 昌彦（指定有限責任社員 業務執行社員）

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他19名

e 監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人は経験豊富な公認会計士を多数有し、充実した監査体制を備えていることのほか、当社事業への理解が深く、真摯に対応していただけると判断し、また、上場会社の監査に関して豊富な実績と経験があることから、EY新日本有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査公認会計士等が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、監査公認会計士等からその職務執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
33,375	-

(注) 前事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額に、2023年3月期の追加報酬6,000千円が含まれております。

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	42,085	-
連結子会社	-	-
計	42,085	-

(注) 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬の額に、2024年3月期の追加報酬5,260千円が含まれております。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク(EYのメンバーファーム)に対する報酬(aを除く。)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前事業年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

監査に要する工数及び単価を前年度比較や他社との比較を行うとともに、適切に監査が実行されていることを監査計画から判断し、適切な監査報酬であるかどうかを決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額、又はその算出方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、2023年6月23日開催の取締役会で決議された取締役の報酬等に関する決定方針に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。なお、その算定方法等は、本人の職責及び実績を鑑みて決定しております。当社の取締役の報酬は固定報酬である基本報酬及び譲渡制限付株式報酬並びに役員賞与によって構成されており、業績連動報酬は導入していません。

取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の定時株主総会において、非金銭報酬を除く取締役の金銭報酬の額を年額200,000千円以内(うち、社外取締役30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役の非金銭報酬の額を年額60,000千円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は5名、本書提出日現在においては5名となっております。

監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。

監査役の報酬限度額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名、本書提出日現在においては3名となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	左記のうち、非金 銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	70,410	70,410	21,800	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外取締役	9,903	9,903	1,503	2
社外監査役	20,400	20,400	-	3

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬21,800千円でありま  
す。

2. 社外取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬1,503千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、原則として投資株式の保有を行わないこととしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容またはその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、公益財団法人財務会計基準機構が行うセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】  
(1) 【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		1,441,911
売掛金		1 123,899
商品及び製品		383,532
仕掛品		600,691
貯蔵品		68,023
その他		103,831
流動資産合計		2,721,889
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		2 968,532
減価償却累計額		198,729
建物及び構築物(純額)		769,802
機械及び装置		3 2,601,546
減価償却累計額		1,848,099
機械及び装置(純額)		753,446
工具、器具及び備品		23,629
減価償却累計額		12,184
工具、器具及び備品(純額)		11,445
その他		15,043
減価償却累計額		2,507
その他(純額)		12,536
建設仮勘定		4,232
有形固定資産合計		1,551,463
無形固定資産		
ソフトウェア		3,320
その他		18,083
無形固定資産合計		21,404
投資その他の資産		
関係会社株式		4 32,175
長期前払費用		8,574
差入保証金		42,259
投資その他の資産合計		83,009
固定資産合計		1,655,877
資産合計		4,377,766

(単位：千円)

当連結会計年度  
(2025年3月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	9,255
1年内返済予定の長期借入金	2 155,700
未払金	85,640
未払法人税等	14,987
賞与引当金	19,524
株主優待引当金	18,016
その他の引当金	113
その他	50,763
流動負債合計	354,000
固定負債	
長期借入金	2 470,180
リース債務	10,409
退職給付に係る負債	19,912
資産除去債務	104,394
固定負債合計	604,896
負債合計	958,897
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	1,936,735
資本剰余金	2,466,335
利益剰余金	983,645
自己株式	1,703
株主資本合計	3,417,722
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	3,389
その他の包括利益累計額合計	3,389
新株予約権	4,536
純資産合計	3,418,869
負債純資産合計	4,377,766

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
売上高	1 902,729
売上原価	2 1,070,775
売上総損失( )	168,045
販売費及び一般管理費	3, 4 808,249
営業損失( )	976,294
営業外収益	
受取利息	4,839
受取還付金	1,889
その他	1,260
営業外収益合計	7,989
営業外費用	
支払利息	3,648
為替差損	5,664
支払手数料	9,104
その他	2,507
営業外費用合計	20,926
経常損失( )	989,231
特別損失	
固定資産除却損	5 1,858
減損損失	6 1,300,371
特別損失合計	1,302,229
税金等調整前当期純損失( )	2,291,460
法人税、住民税及び事業税	3,809
法人税等調整額	11,097
法人税等合計	14,906
当期純損失( )	2,306,367
親会社株主に帰属する当期純損失( )	2,306,367

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
当期純損失( )	2,306,367
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	3,389
その他の包括利益合計	3,389
包括利益	2,309,757
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,309,757
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,499,559	2,029,159	1,322,722	1,674	4,849,766
当期変動額					
新株の発行	437,176	437,176	-	-	874,352
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	2,306,367	-	2,306,367
自己株式の取得	-	-	-	28	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	437,176	437,176	2,306,367	28	1,432,043
当期末残高	1,936,735	2,466,335	983,645	1,703	3,417,722

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	-	4,849,766
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	874,352
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	-	2,306,367
自己株式の取得	-	-	-	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,389	3,389	4,536	1,146
当期変動額合計	3,389	3,389	4,536	1,430,897
当期末残高	3,389	3,389	4,536	3,418,869

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純損失( )	2,291,460
減価償却費	459,336
減損損失	1,300,371
株式報酬費用	23,303
賞与引当金の増減額( は減少)	3,263
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	4,814
株主優待引当金の増減額( は減少)	18,016
その他の引当金の増減額( は減少)	113
受取利息	4,839
支払利息	3,648
株式交付費	1,403
為替差損益( は益)	6,991
固定資産除却損	1,858
売上債権の増減額( は増加)	28,542
棚卸資産の増減額( は増加)	21,763
仕入債務の増減額( は減少)	6,365
未払金の増減額( は減少)	12,921
前受金の増減額( は減少)	2,002
その他	53,017
小計	515,690
利息の受取額	4,839
利息の支払額	4,065
法人税等の支払額	1,798
営業活動によるキャッシュ・フロー	516,715
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
固定資産の取得による支出	45,786
非連結子会社株式の取得による支出	32,175
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,962
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	500,000
長期借入金の返済による支出	106,345
リース債務の返済による支出	1,887
新株予約権の行使による株式の発行による収入	849,070
新株予約権の発行による収入	8,855
株式の発行による支出	598
自己株式の取得による支出	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,249,065
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,692
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	643,694
現金及び現金同等物の期首残高	798,217
現金及び現金同等物の期末残高	1,441,911

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

エス・エフ・ディー株式会社

SFD India Private Limited

上記のうち、当連結会計年度より、今後の企業集団における重要性の増加が見込まれるエス・エフ・ディー株式会社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、新たに設立したSFD India Private Limitedを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

SFD Antwerp BV

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社の名称

SFD Antwerp BV

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産

原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 商品及び製品、仕掛品

総平均法

・ 貯蔵品

個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～29年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。なお、当連結会計年度に係る役員賞与は支給しないため、当連結会計年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。

株主優待引当金

当社において、株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

##### (4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

##### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### (6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業として取り組んでおります。これら製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内の製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。製品

の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

株式会社イーディーピーの固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	1,536,858
無形固定資産	17,959
投資その他の資産(注)	453
合計	1,555,270
減損損失	1,300,371

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

当社グループは、事業用資産について、原則として会社ごとにグルーピングを行っております。株式会社イーディーピーのダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する事業について、前連結会計年度において輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行への対応として一時的に製品等の輸出取引を保留したことや、パレスチナ・イスラエル紛争によるイスラエルの当社種結晶ユーザーとの一時的な取引停止、インドのLGDメーカーによる種結晶の自家生産の動き等により、経営環境が著しく悪化し、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、当連結会計年度において減損の兆候が認められます。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、当社が策定した中期経営計画を基礎として不確実性を考慮しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、以下のとおりです。

- ・ 原石及び宝石販売並びに単結晶ウエハ販売の成長の見込
- ・ 外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額（使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー）
- ・ 当社に要求される資本コストを考慮した割引率

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、連結財務諸表作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、追加の減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 顧客との契約から生じた債権は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(収益認識関係) 3.(1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	586,000千円

(注) 上記の建物及び構築物には根抵当権が設定されており、その極度額は400,000千円であります。  
担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	285,000千円

3 圧縮記帳額  
国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
機械及び装置	55,550千円

4 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	32,175千円

5 当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	400,000千円
借入実行残高	-
差引額	400,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
棚卸資産評価損	240,008千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	90,130千円
給与手当	92,455
業務委託費	83,296
研究開発費	268,670
賞与引当金繰入額	7,047
株主優待引当金繰入額	18,016

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
研究開発費	268,670千円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建設仮勘定	1,788千円
工具、器具及び備品	70
計	1,858

6 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

資産グループ	用途	場所	種類	減損損失額
株式会社イーディーピー	事業用資産	大阪府茨木市	建物及び構築物	142,014千円
			機械及び装置	1,158,356千円
合計				1,300,371千円

(2) 減損損失の認識に至った経緯

株式会社イーディーピーのダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する事業について、前連結会計年度において輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行への対応として一時的に製品等の輸出取引を保留したことや、パレスチナ・イスラエル紛争によるイスラエルの当社種結晶ユーザーとの一時的な取引停止、インドのLGDメーカーによる種結晶の自家生産の動き等により、経営環境が著しく悪化し、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、当連結会計年度において減損の兆候が認められます。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定した結果、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価

額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業用資産について、原則として会社ごとにグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを15.9%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

当連結会計年度  
(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

為替換算調整勘定：

当期発生額	3,389千円
その他の包括利益合計	3,389

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	13,135,400	1,242,200	-	14,377,600
合計	13,135,400	1,242,200	-	14,377,600
自己株式				
普通株式(注)2	385	26	-	411
合計	385	26	-	411

(注)1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加1,242,200株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加17,200株、新株予約権の行使による増加1,225,000株です。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第17回新株予約権	普通株式	-	2,300,000	1,220,000	1,080,000	4,536
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	2,300,000	1,220,000	1,080,000	4,536

(注)1. 第17回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第17回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	1,441,911千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	1,441,911

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、在外連結子会社における事務所の使用権資産であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	24,000
1年超	603,225
合計	627,225

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。  
また資金計画に基づいて、事業に必要な資金を主として銀行借入や株式の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、一部外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。差入保証金は、主に本社及び各工場の賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、すべてが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。また、このうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を随時モニタリングし、信用リスクに係る情報を社内内で共有するとともに、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動に係るリスク）

当社は、先物為替予約取引や金利スワップ取引を行っておりませんが、日常的に為替相場や金利の変動状況を注視し、為替や金利の変動リスクに対して早期に適切な対策を実行できるようにすることで、為替や金利の変動リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、総務部において、適時に支払い予測を行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち79.2%が特定の大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	42,259	35,001	7,257
資産計	42,259	35,001	7,257
長期借入金(*3)	625,880	618,869	7,010
リース債務(*4)	12,947	12,947	-
負債計	638,827	631,817	7,010

(\*1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)市場価格のない株式等は、上表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非上場株式	32,175千円

(\*3)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*4)リース債務は1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,441,911	-	-	-
売掛金	123,899	-	-	-
合計	1,565,810	-	-	-

2. 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	155,700	135,740	115,440	96,400	73,800	28,800
リース債務	2,538	2,876	3,246	3,649	636	-
合計	158,238	138,616	118,686	100,049	74,436	28,800

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	35,001	-	35,001
資産計	-	35,001	-	35,001
長期借入金	-	618,869	-	618,869
リース債務	-	12,947	-	12,947
負債計	-	631,817	-	631,817

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務（1年内返済予定を含む）

長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、当該退職一時金制度は、簡便法(自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法)により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	15,098千円
退職給付費用	7,019
退職給付の支払額	2,202
為替換算調整勘定	2
退職給付に係る負債の期末残高	19,912

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	19,912千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,912
退職給付に係る負債	19,912
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	19,912

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 7,019千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名	当社従業員8名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 17,000株	普通株式 5,000株	普通株式 6,000株
付与日	2017年7月1日	2018年7月1日	2019年7月1日
権利確定条件(注)2	付与日(2017年7月1日)以降、権利確定日(2019年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年7月1日)以降、権利確定日(2020年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2019年7月1日)以降、権利確定日(2021年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2017年7月1日 至2019年7月1日	自2018年7月1日 至2020年7月1日	自2019年7月1日 至2021年7月1日
権利行使期間	自2019年7月2日 至2024年7月1日	自2020年7月2日 至2025年7月1日	自2021年7月2日 至2026年7月1日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役1名	当社従業員10名	当社取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 246,500株	普通株式 8,000株	普通株式 165,000株
付与日	2019年7月1日	2020年4月1日	2020年7月1日
権利確定条件(注)2	付与日(2019年7月1日)以降、権利確定日(2021年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2020年4月1日)以降、権利確定日(2022年4月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2020年7月1日)以降、権利確定日(2022年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2019年7月1日 至2021年7月1日	自2020年4月1日 至2022年4月1日	自2020年7月1日 至2022年7月1日
権利行使期間	自2021年7月2日 至2026年7月1日	自2022年4月2日 至2027年4月1日	自2022年7月2日 至2027年7月1日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員10名	当社取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 8,500株	普通株式 215,000株
付与日	2021年5月1日	2021年7月1日
権利確定条件(注)2	付与日(2021年5月1日)以降、権利確定日(2023年5月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2021年7月1日)以降、権利確定日(2023年7月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年5月1日 至2023年5月1日	自2021年7月1日 至2023年7月1日
権利行使期間	自2023年5月2日 至2028年5月1日	自2023年7月2日 至2028年7月1日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(取得事由)

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ア. 当社又は当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。)の取締役又は監査役

イ. 当社又は当社子会社の従業員

ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	5,000	3,500	5,500
権利確定	-	-	-
権利行使	3,000	1,000	500
失効	2,000	-	-
未行使残	-	2,500	5,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	187,500	6,500	165,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	187,500	6,500	165,000

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	8,500	215,000
権利確定	-	-
権利行使	500	-
失効	-	-
未行使残	8,000	215,000

(注) 2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2017年5月29日	2018年6月26日	2019年6月18日
権利行使価格 (円)	220	220	300
行使時平均株価 (円)	1,127	900	927
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	2019年6月18日	2020年3月31日	2020年6月19日
権利行使価格 (円)	300	300	300
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	2021年4月20日	2021年6月18日
権利行使価格 (円)	300	360
行使時平均株価 (円)	873	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2021年11月18日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)、2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、純資産方式及びDCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額 及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	175,940千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	3,958千円

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 ( 2025年 3月31日 )
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金 ( 注 )	295,998千円
減損損失及び減価償却超過額	412,351
未払事業税	7,075
賞与引当金	5,916
退職給付引当金	6,241
株主優待引当金	5,516
棚卸資産廃棄損	2,457
棚卸資産評価損	44,958
研究開発費	2,169
資産除去債務	32,905
その他	16,165
繰延税金資産小計	831,756
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ( 注 )	295,998
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	514,931
評価性引当額小計	759,246
繰延税金資産合計	20,826
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	20,826
繰延税金負債合計	20,826
繰延税金資産の純額	-

( 注 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 ( 2025年 3月31日 )

	1年以内 ( 千円 )	1年超 2年以内 ( 千円 )	2年超 3年以内 ( 千円 )	3年超 4年以内 ( 千円 )	4年超 5年以内 ( 千円 )	5年超 ( 千円 )	合計 ( 千円 )
税務上の繰越欠損金 ( 1 )	-	-	-	-	-	295,998	295,998
評価性引当額	-	-	-	-	-	295,998	295,998
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	( 2 ) -

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

( 2 ) 税務上の繰越欠損金295,998千円 ( 法定実効税率を乗じた額 ) については、繰延税金資産を計上しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失のため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律 ( 令和7年法律第13号 ) 」が公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

( 企業結合等関係 )

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社の本社及び横江工場並びに開発部の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社の本社及び横江工場並びに開発部については、使用見込期間を建物の耐用年数と見積り、割引率は当該使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	103,644千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	749
期末残高	104,394

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位; 千円)

	製品及び種類					合計
	種結晶	基板及びウエハ	光学部品及びヒートシンク	工具素材	宝石	
地域						
国内	7,304	274,410	14,688	24,694	355	321,453
海外	524,506	55,301	-	1,468	-	581,276
顧客との契約から生じる収益	531,811	329,712	14,688	26,162	355	902,729
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	531,811	329,712	14,688	26,162	355	902,729

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位: 千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	95,357
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	123,899
契約資産(期首残高)	-
契約資産(期末残高)	-
契約負債(期首残高)	2,002
契約負債(期末残高)	-

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。契約負債は、製品の引渡時に収益を認識する顧客との販売契約について、条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は、2,002千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	種結晶	基板及びウエハ	光学部品及び ヒートシンク	工具素材	宝石	合計
外部顧客への売上高	531,811	329,712	14,688	26,162	355	902,729

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	インド	米国	イスラエル	フランス	その他	合計
645,133	136,449	52,906	43,629	9,217	15,393	902,729

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国別に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
CBC株式会社	319,378	ダイヤモンド単結晶関連事業
本田技研工業株式会社	113,197	ダイヤモンド単結晶関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、ダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藤森直治	-	-	当社代表取締役社長	被所有 直接7.36%	当社代表取締役社長 債務被保証	債務被保証 (注2)	25,200	-	-

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 当社は、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。

取引金額は、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	237円48銭
1 株当たり当期純損失 ( )	171円38銭

(注) 1 . 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり当期純損失 ( )	
親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) ( 千円 )	2,306,367
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) ( 千円 )	2,306,367
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	13,457,711

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	84,145	155,700	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	2,538	6.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	148,080	470,180	1.2	2026年5月～ 2031年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	10,409	6.5	2026年4月～ 2029年5月
合計	232,225	638,827	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	135,740	115,440	96,400	73,800
リース債務	2,876	3,246	3,649	636

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	237,746	436,619	654,129	902,729
税金等調整前中間(当期)(四半期)純損失( )(千円)	158,523	574,426	724,108	2,291,460
親会社株主に帰属する中間(当期)(四半期)純損失( )(千円)	162,606	576,053	725,243	2,306,367
1株当たり四半期(当期)純損失( )(円)	12.38	43.79	54.64	171.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失( )(円)	12.38	31.38	11.05	112.77

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	688,217	1,326,984
売掛金	95,357	1,150,141
製品	492,972	206,914
仕掛品	512,061	600,691
貯蔵品	69,152	67,732
前払費用	30,632	23,182
その他	8,609	1,101,984
流動資産合計	1,897,003	2,477,631
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,069,506	2,938,392
減価償却累計額	129,464	189,424
建物(純額)	940,041	748,967
構築物	34,052	2,30,139
減価償却累計額	5,474	9,304
構築物(純額)	28,577	20,835
機械及び装置	3,734,518	2,601,546
減価償却累計額	1,460,684	1,848,099
機械及び装置(純額)	2,273,834	753,446
工具、器具及び備品	20,056	21,397
減価償却累計額	8,705	12,021
工具、器具及び備品(純額)	11,351	9,376
建設仮勘定	12,103	4,232
有形固定資産合計	3,265,907	1,536,858
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	3,267	2,485
その他	1,275	15,474
無形固定資産合計	4,542	17,959
<b>投資その他の資産</b>		
長期貸付金	-	1,244,756
関係会社株式	110,000	149,290
長期前払費用	7,036	8,574
繰延税金資産	11,097	-
差入保証金	42,083	42,083
投資その他の資産合計	170,216	444,703
固定資産合計	3,440,667	1,999,521
資産合計	5,337,670	4,477,152

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,890	9,255
1年内返済予定の長期借入金	84,145	2 155,700
未払金	69,704	83,065
未払費用	28,145	40,054
未払法人税等	13,729	14,567
前受金	2,002	-
預り金	3,025	3,860
賞与引当金	16,261	17,582
株主優待引当金	-	18,016
その他	288	1,057
流動負債合計	220,192	343,160
固定負債		
長期借入金	148,080	2 470,180
退職給付引当金	15,098	19,803
資産除去債務	103,644	104,394
固定負債合計	266,822	594,377
負債合計	487,015	937,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,499,559	1,936,735
資本剰余金		
資本準備金	1,468,169	1,905,345
その他資本剰余金	560,990	560,990
資本剰余金合計	2,029,159	2,466,335
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,323,610	866,290
利益剰余金合計	1,323,610	866,290
自己株式	1,674	1,703
株主資本合計	4,850,654	3,535,077
新株予約権	-	4,536
純資産合計	4,850,654	3,539,613
負債純資産合計	5,337,670	4,477,152

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	757,549	1,989,031
売上原価		
製品期首棚卸高	80,321	492,972
当期製品製造原価	772,775	856,470
合計	853,096	1,349,443
製品期末棚卸高	492,972	206,914
製品売上原価	360,124	1,142,528
売上総利益又は売上総損失( )	397,424	153,497
販売費及び一般管理費	2,611,421	2,709,051
営業損失( )	213,997	862,548
営業外収益		
受取利息	12,336	5,932
為替差益	110,449	-
受取還付金	-	1,889
その他	177	1,164
営業外収益合計	122,963	8,986
営業外費用		
支払利息	2,455	3,636
減価償却費	561	874
為替差損	-	4,480
株式交付費	648	1,403
支払手数料	2,265	9,104
その他	420	130
営業外費用合計	6,351	19,630
経常損失( )	97,384	873,192
特別利益		
固定資産売却益	3,13,348	-
特別利益合計	13,348	-
特別損失		
固定資産除却損	4,2,675	4,1,858
減損損失	-	5,1,300,371
特別損失合計	2,675	1,302,229
税引前当期純損失( )	86,711	2,175,421
法人税、住民税及び事業税	773	3,382
法人税等調整額	23,851	11,097
法人税等合計	24,625	14,479
当期純損失( )	111,336	2,189,900

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	272,206	25.6	268,391	24.9
経費		789,085	74.4	810,278	75.1
当期総製造費用		1,061,292	100.0	1,078,670	100.0
仕掛品期首棚卸高		335,087		512,061	
合計		1,396,379		1,590,732	
仕掛品期末棚卸高		512,061		600,691	
他勘定振替高	2	111,542		133,569	
当期製品製造原価		772,775		856,470	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
外注加工費(千円)	79,205	62,593
動力費(千円)	116,581	147,601
減価償却費(千円)	421,271	417,139
地代家賃(千円)	41,400	40,480
消耗品費(千円)	28,433	24,739

2 他勘定振替高の内容は、研究開発費等への振替によるものであります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	1,483,815	1,452,425	560,990	2,013,415	1,434,947	1,434,947	1,674	4,930,502
当期変動額								
新株の発行	15,744	15,744	-	15,744	-	-	-	31,488
当期純損失( )	-	-	-	-	111,336	111,336	-	111,336
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	15,744	15,744	-	15,744	111,336	111,336	-	79,848
当期末残高	1,499,559	1,468,169	560,990	2,029,159	1,323,610	1,323,610	1,674	4,850,654

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	4,930,502
当期変動額		
新株の発行	-	31,488
当期純損失( )	-	111,336
自己株式の取得	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	79,848
当期末残高	-	4,850,654

当事業年度(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,499,559	1,468,169	560,990	2,029,159	1,323,610	1,323,610	1,674	4,850,654
当期変動額								
新株の発行	437,176	437,176	-	437,176	-	-	-	874,352
当期純損失( )	-	-	-	-	2,189,900	2,189,900	-	2,189,900
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	28	28
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	437,176	437,176	-	437,176	2,189,900	2,189,900	28	1,315,577
当期末残高	1,936,735	1,905,345	560,990	2,466,335	866,290	866,290	1,703	3,535,077

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	4,850,654
当期変動額		
新株の発行	-	874,352
当期純損失( )	-	2,189,900
自己株式の取得	-	28
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,536	4,536
当期変動額合計	4,536	1,311,041
当期末残高	4,536	3,539,613

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(1) 製品・仕掛品

総平均法

(2) 貯蔵品

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～29年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。当事業年度においては、役員賞与引当金を計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 株主優待引当金

当社において、株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

## 7 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業として取り組んでおります。これら製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内の製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。製品の輸出版売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更)

当事業年度より連結財務諸表を作成することとなったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・ 財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第80条に定める棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純利益に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・ 財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)株式会社イーディーピーの固定資産の減損損失 に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式 149,290千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と帳簿価額とを比較することによって、評価損の計上の要否を判定します。株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。実質価額の回復可能性の評価は、当社が策定した中期経営計画を基礎として不確実性を考慮しております。回復可能性の見積りにおける主要な仮定は、原石及び宝石販売の成長の見込みであります。

当事業年度において関係会社株式評価損は計上しておりませんが、今後、関係会社の経営環境や事業戦略が変化し、中期経営計画に用いた仮定を見直すこと等により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合には、関係会社株式評価損が計上される可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	- 千円	118,404千円
長期金銭債権	-	244,756

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	- 千円	566,582千円
構築物	-	19,417

(注) 上記の建物及び構築物には根抵当権が設定されており、その極度額は400,000千円です。  
担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	- 千円	285,000千円

3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
機械及び装置	55,550千円	55,550千円

4 当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	600,000千円	400,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	600,000	400,000

## ( 損益計算書関係 )

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	- 千円	86,656千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.3%、当事業年度2.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.7%、当事業年度97.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	65,600千円	63,130千円
給料手当	73,625	75,238
退職給付費用	671	1,531
支払手数料	81,681	61,458
研究開発費	204,914	268,670
減価償却費	4,057	3,947
業務委託費	63,531	75,728
賞与引当金繰入額	4,965	5,097
株主優待引当金繰入額	-	18,016

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
機械及び装置	13,348千円	- 千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	2,010千円	- 千円
機械及び装置	665	-
建設仮勘定	-	1,788
工具、器具及び備品	-	70
計	2,675	1,858

5 減損損失

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式149,290千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式110,000千円)は、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	24,633千円	263,631千円
未払事業税	3,695	7,075
減損損失及び減価償却超過額	3,086	412,328
賞与引当金	4,979	5,383
退職給付引当金	4,623	6,241
株主優待引当金	-	5,516
棚卸資産廃棄損	3,209	2,457
棚卸資産評価損	13,592	44,958
研究開発費	17,179	2,169
資産除去債務	31,736	32,905
その他	8,438	16,061
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>115,173</b>	<b>798,730</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	24,633	263,631
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	57,087	514,272
評価性引当額小計(注)	81,720	777,904
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>33,452</b>	<b>20,826</b>
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	22,354	20,826
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>22,354</b>	<b>20,826</b>
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>11,097</b>	<b>-</b>

(注) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じており、当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金並びに減損損失及び減価償却超過額が増加したものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。
  
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。  
この税率変更による財務諸表に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,069,506	6,195	137,308	938,392	189,424	59,960	748,967
構築物	34,052	793	4,705	30,139	9,304	3,829	20,835
機械及び装置	3,734,518	25,385	1,158,356	2,601,546	1,848,099	387,415	753,446
工具、器具及び備品	20,056	1,453	112	21,397	12,021	3,358	9,376
建設仮勘定	12,103	22,689	30,560	4,232	-	-	4,232
有形固定資産計	4,870,236	56,516	1,331,043	3,595,709	2,058,850	454,564	1,536,858
無形固定資産							
ソフトウェア	10,685	1,110	-	11,795	9,310	1,892	2,485
その他	1,372	14,914	579	15,707	233	135	15,474
無形固定資産計	12,057	16,024	579	27,502	9,543	2,027	17,959
長期前払費用	7,036	20,158	18,620	8,574	-	-	8,574

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

(機械及び装置) 8,990千円 (開発部 デジタルマイクロスコープ購入)  
5,300千円 (横江工場 水素発生装置購入)

2. 当期減少額欄の()は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	16,261	17,582	16,261	17,582
株主優待引当金	-	18,016	-	18,016

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 公告掲載URL <a href="https://www.d-edp.jp/">https://www.d-edp.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第15期）（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日近畿財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

2024年7月4日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年5月13日近畿財務局に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 半期報告書及び確認書

（第16期中）（自2024年4月1日 至2024年9月30日）2024年11月12日近畿財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書（参照方式）及びその添付書類

2024年8月19日近畿財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社イーディーピー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲 昌彦

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーディーピーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーディーピー及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社イーディーピーの固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、人工ダイヤモンド単結晶を製造販売する事業を営んでおり、LGD（Laboratory Grown Diamond：人工ダイヤモンド宝石）と半導体応用開発に必要な素材であるウエハ・基盤等（ダイヤモンドデバイス）の2つで構成されている。ダイヤモンド単結晶を成長させるための成長装置等により製造するため、保有する機械及び装置等の固定資産が重要である。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度末において減損会計の対象となった資産グループとして株式会社イーディーピーの有形固定資産等を1,555,270千円計上しており、当該金額は総資産の35.5%を占めている。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、固定資産に係る減損損失を1,300,371千円計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、前連結会計年度において経営環境が著しく悪化し、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、当連結会計年度において減損の兆候が認められる。減損損失の認識の要否を判定した結果、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を下回ることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。</p> <p>会社が策定した中期経営計画を基礎として不確実性を考慮して見積もった将来キャッシュ・フローの割引現在価値の算定における重要な仮定は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原石及び宝石販売並びに単結晶ウエハ販売の成長の見込</li> <li>・外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額（使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フロー）</li> <li>・会社に要求される資本コストを考慮した割引率</li> </ul> <p>将来キャッシュ・フローの割引現在価値の算定における上記の重要な仮定は、不確実性を伴い経営者による判断を必要とする。また、不動産鑑定評価や割引率の算定においては、複雑性を伴うため専門的な知見が求められる。以上により、当監査法人は、株式会社イーディーピーの固定資産の減損が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社イーディーピーの固定資産の減損（固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定）を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引前将来キャッシュ・フローについて、会社が策定した中期経営計画との整合性及び不確実性を考慮した経営者の見積り方法を検討した。</li> <li>・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における将来の業績予測と実績を比較した。</li> <li>・割引前将来キャッシュ・フローの算定上の重要な仮定を理解するために、経営者に中期経営計画作成プロセスに関して質問を実施した。</li> <li>・割引前将来キャッシュ・フローの算定上の重要な仮定である原石及び宝石販売並びに単結晶ウエハ販売の成長の見込を検討するために、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原石及び宝石販売の成長見込については、経営者へ質問するとともに、LGD市場の需要動向の見込に関する外部機関によるレポート等との比較を実施した。</li> <li>・単結晶ウエハ販売の成長見込については、経営者へ質問するとともに、半導体需要動向の見込に関する外部機関によるレポート等との比較を実施した。</li> </ul> </li> <li>・将来キャッシュ・フローの割引現在価値の算定における評価方法並びに重要な仮定である不動産鑑定評価額を基礎とした正味売却価額及び割引率を検討するために、以下の手続については、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を関与させた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者が利用した不動産鑑定の外部の専門家及び割引率の算定に関する外部の専門家の適性、能力及び客観性を評価した。</li> <li>・不動産鑑定評価書の閲覧及び会社が評価を委託した不動産鑑定の専門家へ質問を行い、鑑定評価額の前提条件や採用した評価手法、評価額決定に至る判断過程を検討した。</li> <li>・使用価値の算定における評価方法及び割引率の計算方法について会社または外部の専門家へ質問を行い、会計基準の要求事項を踏まえて検討するとともに、割引率の見積りに使用されたインプット情報と外部情報との整合性を検討した。</li> </ul> </li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社イーディーピー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌彦  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーディーピーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、会社イーディーピーの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## 固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社イーディーピーの固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。